

番号	1. (1)
項目	大阪市の独自の解釈で大阪府市が積極的な制度の活用と認識し、大阪府市一体化条例・規則を施行しました。しかしこれは大阪市民の意思と相反するものです。大阪市民の意思に誠意をもつて対応し、府市一体化条例・規約の廃止をすること。
(回答) 大阪市では、令和3年4月1日に大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例を施行したところです。この条例は、副首都推進本部(大阪府市)会議を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的な方針等を協議することや、府市の一体的な行政運営のために必要な手法を検討し最適なものを選択していくことなどを定めているものです。	
担当	副首都推進局 事業再編担当 電話:06-6208-8864

番号	2. (1)
項目	カジノについてもオンラインなど、新しい形態が拡大されているにもかかわらず、コロナ禍前と同じことを想定しており、さらに矛盾が拡大している。そのことも踏まえカジノ誘致計画は直ちに中止すること。
(回答) IRは、ホテル、MICE施設、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのIR立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興や地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市魅力・国際競争力の向上を図っていきたいと考えています。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型IRの実現に向けて取り組んでいきます。	
担当	IR推進局 推進課 計画グループ 電話:06-6210-9234

番号	2. (2)
項目	世界的にカジノによるギャンブル依存症について報告が出されている。現在の大阪での依存症の現状について明らかにすること。また、将来において予測される「ギャンブル依存症」に関するリスクの予測と対策について予算を含めどう対策しようと考えられているのか
(回答) 令和5年度に行った大阪府民のギャンブル等依存症に関する実態についての調査において、SOGS (※1)を用いて、過去1年間以内のギャンブル等の経験等について評価を行った結果(※2)によると、「ギャンブル等依存が疑われる者(SOGS5 点以上)」の割合の推計値は 18 歳以上の 2.0%(1.7～2.3%)(※3)、「ギャンブル等依存のリスクがある者(SOGS3 点～4 点)」の割合の推計値は、1.9%(1.6～2.2%)となっております。 (※1)SOGS (The South Oaks Gambling Screen)は、アメリカのサウスオークス財団が開発した病的ギャンブラーを検出するための自記式スクリーニングテスト。ギャンブル障害に関する国内外の疫学調査で数多く採用されている。得点範囲は 0 点～20 点で、本調査は合計 5 点以上の者を「ギャンブル等依存が疑われる者」とした。 (※2)過去 1 年間でギャンブル等の経験がある者のうち、SOGS の質問項目に全て回答した者を対象とした。 (※3)数値は年齢調整後の値。()内は 95%信頼区間:同一の標本調査を 100 回行った場合、そのうち 95 回で推計値がこの範囲内となる区間を表す。 大阪市では、2024(令和 6)年度においても、ギャンブル等依存症対策に関連する予算を下記のとおり計上し、引き続きギャンブル等依存症対策に取り組んでいます。 なお、ギャンブル等依存症対策などカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置については、IR整備法に基づき区域整備計画に定め、お示ししております。 <2024(令和 6)年度当初予算> ■依存症対策支援事業(59,718 千円) ・アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者に対する相談支援等の実施 ・ギャンブル等依存症に係る実態把握調査の実施 ・高校生等向けギャンブル等依存症予防啓発 ・「(仮称)大阪依存症センター」の整備に向けた検討 ・SNS による依存症相談事業「依存症ほっとライン」の実施 など	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話:06-6922-8520 IR推進局 企画課 電話:06-6210-9236

番号	3. (1)
項目	南海トラフやSランクに認定されている上町断層による地震に対しては広域に対応が求められるとのことだが、政令都市大阪市としてどのような対策を検討されているのか、具体的に明らかにすること。
(回答) 本市では、「大阪市地域防災計画」に基づき、想定される各種災害の被害軽減を図るため、取り組むべき施策と目標及びその取り組み期間を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン(以下「本アクションプラン」という。)」を策定し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせにより、被害を最小化することを目標に取り組みを進めています。 本アクションプランでは、避難施設の確保及び防災空間の整備、市設建築物の耐震化の推進、防潮堤等の耐震化及び津波等浸水対策の推進などを取り組み項目とし、本市における防災・減災対策を推進していくこととしています。	
担当	危機管理室 危機管理課(防災計画) 電話:06-6208-7384

番号	3. (2)
項目	大阪市はこの間行政のスリム化として職員を削減してきたが、大きな災害が起こった際にどの程度機能を発揮できるのか明らかにすること。また、防災のための職員体制を充実させ、その要となる危機管理室の体制を抜本的に強化する必要があると考えるが、その点についてどのように考えているか明らかにすること。
(回答) 大規模災害発生時には限られた人員で初期初動を含めた災害対応が行えるように、大阪市業務継続計画において非常時優先業務を定めて体制を構築し、随時、内容の精査に努めて、計画の見直し及び修正を行っております。 併せて、危機管理室では、従前から国、大阪府、関西広域連合及び指定都市市長会等が主催する研修等に職員を派遣し、防災対策に関する専門的知識の習得に努めており、それらを室内並びに各区役所の防災担当に周知、共有することで、職員の資質、能力の向上に努めています。	
担当	危機管理室 危機管理課(防災企画・庶務) 電話:06-6208-7378

番号	3. (3)
項目	災害対策の中心となる区役所ではこの間職員が削減されるとともに、民間の派遣社員が窓口業務を行うなど、災害時にどれだけの職員が対応できるのか不安視されている。また、職員削減で職員は日々の仕事に追われている状況である。そのような状況で災害時にどれだけの対応ができるか明らかにすること。
(回答) 本市では地震等の発生時、災害の状況に応じた動員体制を取っています。 その中でも、休日及び勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した際、区役所の区災害対策本部・避難所等設置運営のため、全所属から市内居住者及び隣接市のうち各区役所の近辺に居住する職員約 1,000 名を直近参集者・協力参集者として指定し、該当する区役所に参集することとしています。 今後も、区役所を含め全職員が適切に災害対応に従事できるよう努めてまいります。	
担当	危機管理室 危機管理課(応急対策) 電話:06-6208-7387

番号	3. (4)
項目	大阪メトロの災害時の乗客の避難に万全に対応するために大阪メトロの職員削減をやめること。災害発生時の対応についてどのように計画されているか明らかにすること。また株主として大阪市が大阪メトロに対してどのような権限があるか明らかにすること。
(回答) 軌道法や鉄道事業法等の関係法令により、輸送の安全確保は鉄道事業者である大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) の責務であり、職員の増員や配置に関する事項につきましては、鉄道運営や組織体制に関わるものであり、Osaka Metro の責任において適切に対応すべきものと考えております。 災害発生時の対応につきましては、Osaka Metro では、お客さまの安全を最優先に行動することを第一に、地震・風水害、火災等の災害別、また駅舎や駅員数を踏まえた各駅別に対応マニュアル等を整備しているとのことです。 これらの対応マニュアル等には、駅構内のお客さまの避難誘導、負傷者の救護、車内のお客さまの避難誘導などについて、駅員の行動等が記載されており、対応マニュアル等に基づき不測の事態に迅速に対応できるよう、地震や火災等の災害別に定期的に訓練を実施するなど、万全を期しているとの報告を受けております。 本市は Osaka Metro の全株式を所有しており、株主総会における議決権など、会社法に基づく株主の権利を有するものです。 Osaka Metro の監理に当たりましては、所有と経営の分離の原則により、会社の事業展開は会社自らの経営判断によるべきであるということを基本としておりますが、Osaka Metro が安全・安心な市内交通を担う事業者として、会社自らが中期経営計画に掲げる「最高の安全・安心及び快適性・利便性への継続的な取り組み」を着実に進めていくよう、絶えず注視するとともに、必要な場合には意見を述べてまいります。	
担当	都市交通局 監理担当 電話:06-6208-8786

番号	3. (5)
項目	2022年3月に策定した「大阪市水道施設基盤強化計画」の進捗状況を公表すること。
(回答) 本計画の各年度の進捗状況は当局ホームページの決算レポートにて掲載しております。 (参考) 「大阪市水道局決算レポート(旧アニュアルレポート)」(令和5年度決算レポート P14 より) URL:https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000017249.html	
担当	水道局 工務部 計画課 電話:06-6616-5512

番号	3. (6)①
項目	現在大阪市内で確保されている避難所の数と収容人員について明らかにすること。不足するとされている人たちの対応についてどのような対策を考えているのか、明らかにすること
(回答) 令和6年10月31日現在で、災害時避難所565箇所、避難可能人数は619,005人です。南海トラフ巨大地震発生時には最大で821,200人の避難所生活者数が想定されており、不足分については、引き続き府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大や自宅での生活が可能な方に対する在宅避難への誘導等を行うなど、受入れの確保を図っています。 なお、本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等が実施できない場合、大阪府や他の市町村などの行政機関に速やかに応援要請することとしています。	
担当	危機管理室 危機管理課(防災計画) 電話:06-6208-7384

番号	3. (6)②		
項目	災害発生時の「トイレの確保・管理計画」はどうなっているのか？		
(回答)(下線部について回答) 大阪市では、避難所のトイレにつきまして、「<u>大阪市避難所運営にかかる備蓄計画</u>」に基づき、<u>簡易トイレ(排便処理セットを含む。以下同じ。)</u>を備蓄しているほか、障がいのある方や高齢者でも容易に使用できる組立式の災害トイレ(各避難所数分)を購入しており、<u>簡易トイレは各避難所や災害用備蓄倉庫に、組立式の災害トイレは各環境事業センターにそれぞれ配備し、大規模災害に備えています。</u> また、民間事業者4社と災害時の仮設トイレ設置協力に関する協定を結び、大規模災害時にトイレの不足等のないよう対応を行っております。			
担当	環境局	事業部 事業管理課	電話:06-6630-3254
	危機管理室	危機管理課(減災対策)	電話:06-6208-7380

番号	3. (6)③
項目	「感染症防止の3密対策」、「冷暖房・換気 設備の設置計画」、「ダンボールベッドの確保」についての取り組み状況を示すこと。
(回答) 避難所においては「手洗い」「うがい」「消毒」の徹底や消毒液の設置、避難所内の適切な換気など、感染症対策を行うこととしています。 猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和2年度から令和4年度までの間に、災害時避難所に指定されている全 127 市立中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。 なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り組みを、現在教育委員会事務局において実施しているところです。 災害時に避難所で必要となる物資については、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき確保しており、「簡易ベッド」を備蓄しています。また、民間事業者と災害時の物資供給などに関する協定の締結を進めており、災害時に民間事業者から需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できる体制の構築を進めています。	
担当	危機管理室 危機管理課(減災対策・防災企画) 電話:06-6208-7380・7378

番号	3. (6) ④
項目	避難所となっている学校のトイレはその多くが和式のままとっている。多くの高齢者が利用するにはふさわしくないと思われるが、どのように考えられているのか、また、洋式への改修の進捗状況について明らかにすること。
(回答) 老朽化した校舎を新しく建て替える際に洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建て替えに至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器への改修を順次進めております。令和5年度末現在、大阪市立小・中学校全体の洋式化率は61.4%となっております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番号	3. (7)			
項目	南海トラフ地震などによる防波堤の沈下、液状化の現状をどのように考えているのか。防潮堤の耐震・液状化対策計画は令和5年度末での完了となっているが、進捗状況について明らかにすること。			
(回答) 大阪市域における地震による防潮堤の沈下、液状化については、平成 25 年8月に大阪府より公表された南海トラフ巨大地震による津波浸水想定によると、長時間の地震動によって地盤が液状化し、防潮堤が大きく沈下・変位することが確認され、市域全体の約3分の1が浸水する結果となりました。 このため、防潮堤の耐震・液状化対策を南海トラフ巨大地震対策の大きな柱として位置付け、府市の港湾・河川部局で連携して取り組んでおり、平成 26 年度から 10 年間(令和5年度末)での対策完了をめざしてきました。 このうち、本市の港湾・河川部局の耐震・液状化対策の対象となる防潮堤の延長は、令和4年度の精査をふまえ、14.1 kmに見直し、平成 26 年度から令和5年度末までの対策済み延長は、11.7 kmとなっており、一部区域(此花地区)を除き、対策を完了しております。 大阪港湾局所管防潮堤のうち此花地区の一部については、背後に危険物取扱施設が隣接し、対策にあたっては高度な技術力が必要であることから、国に対して早期の直轄事業化並びに対策完了を要望しています。				
担当	大阪港湾局	計画整備部	計画課	電話:06-6615-7777
	建設局	道路河川部	河川課	電話:06-6615-6839

番号	3. (8)
項目	関西電力の筆頭株主として、原発再稼働に反対し、脱原発を提案すること。
(回答) 本市は、関西電力株式会社の株主として、同社の定時株主総会において、株主提案を平成24年度第88回から毎年度行っており、今年度は原子力発電の早急な課題解決を含めた「ゼロカーボン社会の実現への貢献」を求めているところです。 今後も関西電力株式会社等に対し、原子力発電の早急な課題解決を求めるとともに、市民の安全・安心な暮らしを実現する、環境にやさしく災害に強いスマートエネルギー都市の構築に向け、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー効率の向上、レジリエンスと電力需給調整力の強化など様々な対策の検討を進めてまいります。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課(エネルギー政策担当) 電話:06-6630-3483

番号	3. (9)
項目	改正災害救助法では「救助実施市」制度を定めていることは承知の事実であるが、大阪市は「予定はない」となっている。しかし、災害はどんな形で発生するかは未知数である。いつ、どんな形で災害が起こっても市民に対して最善をつくすことが必要である。そのために速やかに「救助実施市」を国に申請すること。また、申請をしないと考えているならその理由を明らかにすること。
(回答) 救助実施市については、政令指定都市が被災した際に、災害救助法の適用を独自で判断できるようになることから、迅速な災害対応が可能となるものです。 災害救助法の適用に関する権限は、従来から道府県が持っていますが、これは複数の市町村にまたがる大規模災害や小規模自治体が被災した際の調整機能を果たす必要があるためです。このため、政令指定都市が救助実施市になったとしても、道府県による広域調整に協力しながら災害対応にあたることとなります。 もちろん、政令指定都市が単独で被災するような災害であれば、救助実施市の指定を受けたほうが迅速に対応できるものと考えますが、大阪府は府域が狭いこともあり、地震や台風などの大規模災害発生時には、大阪市を含む府域の複数の市町村が同時に被災することが見込まれることから、災害救助法の適用にあたっては、これまでどおり大阪府が府下市町村の被災状況を踏まえ行うほうが効率的・効果的であると考えています。 よって、国に対しての災害救助法第2条の2に規定する救助実施市指定の申請につきましては行う予定はありません。	
担当	危機管理室 危機管理課(防災企画) 電話:06-6208-7378

番号	3. (10)
項目	地域の学校はその地域の避難所としての役割を持つが、今大阪市が進めようとしている市立小学校の統廃合は災害時の避難所としての活用ができなくなる可能性があることからその観点から統廃合を中止すること。
(回答) （「学校の統廃合等により、避難所として確保されていた施設が利用できなくなった場合の対応」について下記のとおり回答） 学校の統廃合により廃校となった学校についても、引き続き災害時避難所として活用可能な箇所については災害時避難所として指定しています。	
担当	危機管理室 危機管理課(防災計画) 電話:06-6208-7384

番号	3. (10)
項目	地域の学校はその地域の避難所としての役割を持つが、今大阪市が進めようとする市立小学校の統廃合は災害時の避難所としての活用ができなくなる可能性がある。その観点から<u>統廃合を中止すること</u>。
(回答) (下線部について回答) 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」(以下、「審議会」という。)からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定し、取り組みを進めております。 また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校についても小規模化の進行が見られたため、令和6年3月に審議会より「中学校の配置の適正化にかかる意見書」が提出されました。 当該意見書を踏まえ、令和6年9月開催の総合教育会議において、「一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるためには、中学校についても、学校配置の適正化を進めることが必要であり、小学校と同様に規定化することが望ましい」との方向性が確認されたことから、現在規定化に向けた検討を進めております。 学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111

番号	3. (11)
項目	大阪市の「福祉避難所」の現状についてどうなっていますか。指定状況について明らかにすること。
(回答) 本市では、災害発生時に高齢者などの要配慮者の方が災害時避難所での生活が困難となるケースを想定し、令和6年10月31日時点で、市内308施設の施設を災害対策基本法に基づく、福祉避難所として指定しています。	
担当	危機管理室 危機管理課(防災計画) 電話:06-6208-7384

番号	4. (1)
項目	市民に知らせることなく区役所業務の民間委託がすすめられているが、現時点でどのような業務が民間委託されているか明らかにすること。 また、<u>区役所業務の民間委託化は中止し、市民サービスを充実すること。</u>
(回答)(下線部分のうち、区役所住民情報業務等委託について回答) 大阪市では、民間委託が可能な窓口業務についての委託化に取り組んでおり、平成 25 年 2 月から住民情報窓口業務の民間委託を開始し、令和 6 年 12 月現在、全区役所(及び 1 出張所)において当該窓口業務の民間活用を行っています。 本委託事業の効果検証については、各区の住民情報窓口への来庁者アンケートによる満足度調査でも安定して高評価を得ており、民間の顧客対応スキルにより窓口での接遇・接客が一層親切・丁寧なものとなり、また、窓口の繁閑に応じた柔軟な人員の配置を行うといった効率的な運営体制を組むことができる等、民間事業者が有するノウハウの活用を最大限に引き出すことで、区民サービスの向上と効率的な業務運営の実現を図るものとして評価しております。 民間委託の強みを活用しながら、市民が不便を感じることなく、安心して手続きできる窓口として事業を持続可能なものとしていくよう、継続して検証を行い、窓口業務運営の安定性の確保に努めてまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ 電話:06-4305-7345

番号	4.(2)
項目	水道事業の民営化を行わないこと
(回答) 現在、大阪市では、水道事業の運営全般を民間に委ねるという趣旨での、いわゆる「民営化」を行う予定はございません。	
担当	水道局 総務部 連携推進課 電話:06-6616-5412

番号	4. (3)
項目	区制会議の公募委員の定数を増やすこと。その際には女性の参画の数が一定数になるようにすること。
(回答) ○「区政会議の公募委員の定数を増やすこと。」について 区政会議につきましては、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本とすることから、区長が区民の意見やニーズを把握するため、また、区民が区政運営に参画し評価するために、適切な運営を行っていくことが重要であり、これをふまえ、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が、区政会議の基本的な事項を定める趣旨として定められています。 区政会議の委員については、本条例第4条第3項において、区政会議に区民等の多様な意見を反映させる観点から、区政会議の委員の選定にあたっての区長の配慮義務を明記する趣旨として、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と定められております。本市としましては、これまで区政運営に関心がなかった区民の方、これまで熱心に地域活動を行いながら地域を支えていらっしゃる区民の方、いずれにかかわらず、これから、より積極的に区政に参画したいという方の存在が大切であることから、委員の公募は意義のあるものでございます。 従いまして、多様な意見を反映するとともに会議運営の客観性・透明性を担保するため、「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第3条第2項におきましては、公募等(広く区民等のうちから委員を選定する手続)による委員の定数について、委員の定数の1割以上とすることが定められております。 以上の条例・規則の趣旨を踏まえて、区政会議の委員の選定につきましては、区長が、各区における地域の状況を踏まえ、幅広く多様な区民等の意見が適切に反映されるよう、公募委員の割合も含め、バランスのとれた人選を行うことが重要であると考えております。 ○「女性の参画の数が一定数になるようにすること。」について 本市におきましては、「男女共同参画基本計画」で「あらゆる分野における女性の参画拡大」を掲げており、区政会議につきましても、各区において、取組を進めています。	
担当	市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話:06-6208-9861

番号	5. (1)①
項目	2017年12月に発表された「公立保育所のあり方」を見直し、公立保育所が地域の子育て支援の拠点としてセーフティネットの役割を充分果たすため、民間移管計画・休止計画を直ちに中止すること。
(回答) 公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。 入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。 なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように必要な箇所を存続したいと考えています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話:06-6684-9109・9345

番号	5. (1)②
項目	<u>現段階で保育士の複数の欠員が生じている保育所があると聞いている。現在の各保育所の欠員状況を明らかにすること。また、保育士の欠員はこどもの命と安全に直結するため、ただちに欠員補充を行うこと。産休育休対応職員をプールして必要な保育所に直ちに配属できるようにすること。</u>
(回答) 公立保育所(公設置公営)において、産育休等により欠員が生じる場合は、随時、任期付職員等の代替職員を採用し、欠員の補充を行っているほか、令和4年度より本務職員による対応も行っているところです。令和6年 12 月1日現在、41 名の産育休取得者に対し、任期付職員 13 名、本務職員 12 名をもって補充していますが、16 名の欠員が生じている状況です。 全国的な保育士不足の影響を受け、本市公立保育所においても人材の確保に苦慮している状況にありますが、引き続き必要な保育士数の確保に努めてまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話:06-6684-9345

番号	5. (1)③
項目	緊急時に早急に対応できるよう、または、確認や連絡が保育を妨げずに行えるように保育所の各保育室と事務所、給食室をつなげる内線電話を各保育所に設置すること。
(回答) 公立保育所(公設置公営)では、月に1回、災害時の避難をはじめとした各種訓練を児童とともに実施しており、緊急時に速やかに対応できるよう備えております。 各保育所内での緊急時の連絡については、施設の状況に応じて工夫し、訓練を行うなかで最も有効かつ支障のない方法で行うこととしております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話:06-6684-9345

番号	5. (1)④
項目	全ての保育所に正規職員で看護師を配置すること。
(回答) 公立保育所(公設置公営)につきましては、一定のエリアごとに看護師を配置しており、各看護師が担当エリア内にある保育所の保健衛生及び医療に関する業務を担当しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話:06-6684-9345

番号	5. (1)⑤
項目	大阪市のほとんどの職場で職員一人1台のパソコンが準備されているにも関わらず、保育所では保育士の数に対して数台しか設置されていない。そのため保育計画などの作成業務に支障が出ている。パソコンの不足について全市立保育所で調査し、配置を行うこと
(回答) 公立保育所(公設置公営)で使用する端末について、保育士の業務負担軽減に向け、必要数を精査し、段階的に増設等を行っています。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話:06-6684-9345

番号	5. (2)①
項目	待機児童の解消は公的保育の新設・増設で行うこと。
(回答) 本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。 なお、認可保育所等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や状況等も考慮しております。 また、認可保育所等の新設とともに、老朽化した施設や現在の耐震基準に合致していない施設については、建替や大規模修繕を行い、児童の安全確保と処遇向上を進めております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備グループ 電話:06-6208-8041

番号	5. (2)②
項目	「庁舎内保育施設」の設営について、地下に設営されているなど保育環境が劣悪な区について早急に改善すること。
(回答) 庁舎内保育施設の設置場所は、調理設備、沐浴設備、幼児用の便所などの諸設備が配置できること、居室の面積・採光・換気が確保できること、避難経路が確保できることなど、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、「条例」という。)の基準を具備し、安全に衛生的に保育を行える場所を選定しており、区役所において当該要件を満たす場所がない区については設置しないこととしております。 また、庁舎内保育施設の設置・運営事業者の選定にあたっては、保育内容(保育の目標・計画)、職員体制(施設長予定者、保育士の配置、ローテーション、研修)、設備(乳児室・ほふく室・保育室・諸設備の配置)などを審査し、条例の基準を具備するとともに、子どもの安全面、衛生面、発達面での保障ができる事業者を選定しております。 さらに、選定された設置・運営事業者が計画どおり施設整備を行えるように、改修工事に必要な経費を補助するとともに、改修工事にかかる竣工検査を行い、基準に基づいた良好な施設環境であるか確認をしております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備グループ 電話:06-6208-8041

番号	5. (2)③
項目	地方裁量型認可化移行施設を導入しないこと。
(回答) 令和元年 10 月から実施された国の幼児教育・保育の無償化において、認可外保育施設も無償化の対象となったことから、認可外保育施設の保育の質の向上が全国的に課題となっており、国においても、認可を目指す認可外保育施設への支援策の大幅な拡充がなされているところです。 このような認可を目指す認可外保育施設への支援策は、待機児童の解消に資するものであり、また、国家戦略特区の特例により設けられた保育サポーター加算により、認可園へ移行するまでの期間、通常の認可外保育施設よりも手厚い職員配置がなされ、保育の質の向上も期待できることから、本市においても、待機児童解消のため、認可外保育施設を積極的に認可施設へ移行させることを目的として、認可化移行移転費支援事業及び認可化移行運営費支援事業を導入しておりますが、現在のところ、地方裁量型認可化移行施設はありません。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話:06-6208-8031

番号	5. (3)①
項目	<u>処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士の全員に支給できるよう制度を拡充すること。また、所遇改善Ⅱの支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。</u>
(回答)(下線部について回答) 平成 29 年度に創設された処遇改善等加算Ⅱにつきましては、平成 30 年度及び令和2年度に職員への配分方法の見直しが行われるなど、運用の柔軟化が図られているところです。 保育士の処遇改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう本市においても、引き続き国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話:06-6208-8281

番号	5. (3)①
項目	処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士の全員に支給できるよう制度を拡充すること。また、<u>処遇改善Ⅱの支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。</u>
(回答)(下線部について回答) 処遇改善Ⅱの支給要件となるキャリアアップ研修については、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン(平成 29 年4月1日付雇児保発 0401 第1号)」及び大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づき実施しているところです。今後も、保育現場の意見を踏まえながら、オンライン研修を中心とする等、受講者が参加しやすい環境を整え進めていきたいと考えております。	
担当	こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話:06-6952-0173

番号	5. (3)②
項目	こどもの安全性を危うくする規制緩和を中止し、施設型、地域型の別を問わず、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つ者とする。
(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話:06-6208-8018

番号	5. (4)①②
項目	•すべての3歳児が継続して保育されるようにすること。 •きょうだいが同じ施設に入所できるようにすること。
(回答) 保育施設等への入所に関しては、「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」中の「保育利用調整基準」に基づき、保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行うこととなりますが、同基準においては、きょうだいが保育施設等を利用中の児童や地域型保育事業等を卒園予定の児童については、優先度を高めるために加点を行うこととしております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼保利用グループ 電話:06-6208-8037

番号	5. (4)③
項目	親の就労の有無に関わらず、障がいがある子どもが入所できるようにすること。
(回答) 保育所への入所に当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、就労などの事由により保育の必要性の認定を受ける必要があります。 認定に合わせ、保育施設等への入所のための利用調整を行うこととなりますが、「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」においては、障がいのある児童や特別な支援を要する児童について、保護者の状況とは別に保育の必要性が高いと認められる場合は、それぞれの状況に配慮した利用調整を行うこととしております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼保利用グループ 電話:06-6208-8037

番号	5. (5)
項目	今年度、市立幼稚園を2園認定こども園として運用しているが、正確に運用状況を公開すること。
(回答) 今回の認定こども園化は、待機児童対策として、大規模マンションの建設等が今後も見込まれ、あらゆる対策を講じてもお3歳児の保育枠が不足する地域において、一部の大阪市立幼稚園をモデル的に「幼稚園型認定こども園(3～5歳児)」へ移行しております。 また、認定こども園にかかる情報については、大阪市ホームページにおいて広く公開しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼稚園運営企画グループ 電話:06-6208-8165

番号	5. (6)
項目	子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の改善を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4～5歳児15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることの無いよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。
(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話:06-6208-8018

番号	5. (7)
項目	保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
(回答) 「0歳児途中入所対策事業」については、0歳児は年度途中の入所が多い実態があるものの給付費は入所児童数に基づき支払われること、年度途中の保育士確保の困難さから4月に雇用しておく必要があることにより、人件費について施設の負担が大きくなり、施設経営を圧迫している現状にあることから、この間、施設側より人件費の補助を求めるご意見が多数あり、令和6年度より実施しております。 支給対象につきましては、本市では10月時点で多くの施設がほぼ定員数に達しているという状況を踏まえ、補助期間を4月から9月としております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話:06-6208-8281

番号	5. (8)
項目	看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。 (回答) 看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児9人以上在籍という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設の増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業(看護師等配置)」を行っております。 また、国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話:06-6208-8352

番号	5. (9)
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
(回答) 保育所の設備基準については、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考えて定めており、この中に保育室や屋外遊戯場の基準についても定めています。 条例の趣旨を踏まえ、保育室の面積基準については、0歳児及び1歳児においては、国基準の「乳児室 1.65 m²又はほふく室 3.3 m²以上」を上回る「0歳児 5.0 m²以上、1歳児 3.3 m²以上」としており、2歳児以上においては国基準どおり「1.98 m²以上」としています。 また、屋外遊戯場の基準については、国基準どおりの2歳児以上において「3.3 m²以上」としています。 なお、一人でも多くの保育を必要とする児童の入所を図るため、全年齢において児童一人当たりの保育室の面積基準を 1.65 m²以上に緩和できる特例を設けています。ただし、運用にあたっては、児童一人につき 1.65 m²以上を確保すれば当然に保育の実施ができると解するのではなく、個々の保育所の状況を踏まえて、あくまでも児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認し入所受入れを行うものとしています。 本市としては、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話:06-6208-8018

番号	5. (10)
項目	障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
(回答) 本市では、地域社会の中で障がいのある子どもが仲間と共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費(特別支援保育事業)」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。 本事業の対象ではないものの配慮が必要な児童は増加しており、保育現場には大変ご負担をおかけしております。引き続き特別支援保育の充実に向け、事業内容を検討してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話:06-6684-9709

番号	5. (11)
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
(回答) 「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育施設における特別支援保育の充実を図るために巡回指導講師を派遣し、支援を必要とする児童の行動観察や分析を基に、支援方法の提案を行っております。また、必要に応じて関係機関等との連携について助言をしております。講師の人数については、令和5年度から要員を1名増員し、制度の拡充を図ったところです。 なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書等を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。 今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における特別支援保育の充実に努めてまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話:06-6684-9709

番号	5. (12)①②
項目	保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。 ・アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。 ・栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るようにすること。
(回答) 民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食ほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。 さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話:06-6208-8352

番号	5. (13)
項目	安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること
(回答) 令和元年5月、滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児が死傷する痛ましい交通事故が発生したことを受けて、内閣府より未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検及び安全対策を講じるよう通知が出され、本市においては、保育所、認定こども園、許可外保育施設、幼稚園、児童発達支援施設等の移動経路を、各施設の関係者とともに、道路管理者、交通管理者、区役所等で合同点検を行いました。 道路管理者(建設局)では、その点検結果に基づいて、実施可能な対策(横断防止柵の設置、車止めの設置 等)を令和4年3月末までに行いました。 また、大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、ガードレールの設置や段差のある歩道を設置するなどの対策を行っています。 今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組めます。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 交通安全施策担当 電話:06-6615-6862

番号	5. (14)
項目	コロナ禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。また、大阪市として特別給付金を支給すること。
(回答) 本市では、令和5年度に国の交付金を活用し、保育施設において感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくための補助事業を実施しております。本補助事業では、職員に対する慰労金の支給は対象となっていませんが、職員の感染等による人員不足に伴う職員の緊急確保に要する手当、施設職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当は補助の対象としております。 なお、国の交付金が令和5年度で終了したため、本市の補助事業も終了することとなりました。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話:06-6208-8665

番号	5. (15)
項目	保育士不足な中、現場にさらなる負担を生み、子どもの命や健康に影響を及ぼしかねない「子ども誰でも通園制度」の試行的事業について、大阪市としての取り組みや見解などを明らかにすること。
(回答) 本市では、保育所や認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度の試行的事業を令和6年7月1日より実施しております。 試行的事業の実施にあたっては、職員配置や設備に関して一時預かり事業と同等の基準を設けており、試行的事業の実施事業者に対しては、本市職員による書類確認及び巡回指導等を実施することでこどもの安全を確保できるよう努めております。 なお、こども誰でも通園制度は子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度から全国的に本格実施することになります。保護者のニーズや施設での実施方法、課題などの状況を把握し、本格実施を円滑に実施するため、試行的事業に取り組む必要があると考えております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話:06-6208-8665

番号	5. (16)
項目	職場に対立と分断を生みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにする。
(回答) 保育士の定着支援事業につきましては、横山市長の施政方針である0～2歳児の保育料無償化を実現するため、増加する保育ニーズに対応するための保育の受け皿整備や保育人材確保などの待機児童対策として、その受け皿となる保育施設の保育士に対し実施するものです。事業構築にあたっては、保育施設からいただいたご意見を鑑み、本市の限られた財政状況の中で調整を図りながら、10 年目、15 年目、20 年目、25 年目以上の節目の保育士に対する給付を中心に検討を重ね、加えて、退職者が多い就職7年目までの保育士を対象としたところです。 保育士の処遇改善は全国的な課題であり、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう、他都市と連携しながら、国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話:06-6208-8083

番号	5. (17)
項目	乳児院・児童養護施設におけるコロナやインフルエンザの感染時に、体調がすぐれない職員やインフルエンザ、新型コロナウイルスの陽性の疑いのある家族を持つ職員が安心して休め、かつ、定められた職員配置基準を下回ることがないように、大阪市として緊急の職員加配に伴う予算措置を講じること。
(回答) 災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となったことから、本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るコロナ補助金において、非常勤職員の雇用に要する賃金等の経費補助等を行い、乳児院・児童養護施設等職員の負担軽減を図ってまいりましたが、令和5年度をもって終了しております。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されと考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し必要に応じて国に対して要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8050

番号	5. (18)		
項目	災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。		
(回答) 災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となりました。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されと考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し、必要に応じて、職員配置基準等の充実が図られるよう、国に対して要望してまいります。			
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8356		

番号	5. (19)
項目	実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
(回答) 本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所(者)処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。 職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8356

番号	5. (20)
項目	夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
(回答) 社会的養護処遇改善加算(Ⅰ)については、虐待等を受けた子どもや障がいのある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うための加算であり、全職員を対象とするものではありません。全職員の処遇改善は措置費本体の改定により行うべきものと考えます。 全職員における社会的養護処遇改善加算は民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算が令和元年度より1%増加し、3%に引き上げられ、その財源については配分職員に制限はないことから、職員の処遇改善に寄与するものと考えます。 また、令和4年2月からは、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、収入を月額 9,000 円引き上げるための措置が実施されております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8356

番号	5. (21)
項目	困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に即した養育が出きるよう改善すること。 (回答) 社会的養護を必要とする子どもの養育の充実につきましては、児童福祉法の職員配置の最低基準、加算措置に関わる問題であると認識しております。国におきましては、平成 23 年からの家庭支援専門相談員、個別対応職員の配置の義務化をはじめ最低基準や加算措置の改正が行われており、令和元年度からは民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算により、職員の処遇改善が図られています。また、令和6年度からは社会的養護経験者の自立に向けて継続した支援を行うことを目的として年齢制限が撤廃されました。 本市におきましても、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、「児童養護施設等体制強化事業」や「乳児院等多機能化推進事業」を活用し、児童養護施設等入所児童に係る処遇向上等事業を実施しております。当該事業におきましては、被虐待児童等への処遇向上や、医療機関との連携強化、障がいの有する児童の円滑な受入と入所中の支援、国家資格を有する者による専門的ケア等の充実を目的としております。 今後の国の動き等を注視し、施設の現状等を踏まえた上で、必要に応じ国に要望してまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8356

番号	5. (22)
項目	一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置時並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額すること。
(回答) 一時保護委託にかかる単価については、平成 30 年度より一時保護委託開始当初の単価の見直しが行われており、1ヵ月の一時保護が行われたと仮定した場合、一般生活費以外も措置児童と同等水準が支弁されることとなっています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8356

番号	5. (23)
項目	様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。
(回答) 一定のパソコン等の通信機器の導入にかかる費用につきましては、措置費(事務費)の中で対応するものと考えておりますが、各施設の状況等をふまえ、必要があれば一層の充実に向けて検討を行いたいと考えます。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話:06-6208-8050

番号	5. (24) (33)		
項目	・通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く職員が新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布すること。 ・すべての高齢者施設・介護事業所の利用者・職員に対し、新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布すること。		
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえて、検査にかかる費用の公費負担を終了しています。 ただし、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者や障がい者の入所施設や通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象とする定期的な PCR 検査や、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の当該施設等の入所者及び従事者に対する検査は、国の方針に基づき行政検査として令和6年3月末まで実施していました。 本市として、国、大阪府等と連携しながら、引き続き、感染抑制に努めてまいります。			
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話:06-6241-6527 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定・指導グループ) 電話:06-6241-6310		

番号	5. (25)
項目	災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
(回答) 災害時や感染症流行時において、障がい児者施設等の社会福祉施設では利用者の命と安全、人権を守ることができるよう、施設職員の人材確保・職員体制を整えることが重要です。 社会福祉施設等においては、災害や感染症の発生時には、被災地域等における介護施設、障がい児者施設の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するために必要な職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援体制を確保するなどの対応が求められているところです。また、これにより、派遣元の施設等において、被災地等に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合、人員、設備等の基準の適用については、国の通知に基づき、柔軟に取り扱う等を行っているところです。 本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的に運営を継続することができるよう、国に対し働きかけてまいります。 なお、令和3年度基準省令改正により、障がい福祉サービス等事業所において業務継続計画(BCP)の作成が義務付けられました。事業者のみなさまにおかれましては、万が一、災害や感染症等が発生した場合であっても、利用者の安全確保や必要なサービスの提供をできる限り維持できるよう、あらかじめ業務継続計画を作成いただきますようお願いいたします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245

番号	5. (26)
項目	障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講ずること。
(回答) 障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の処遇改善加算が一本化され、令和6年度には 2.5%、令和7年度には 2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245

番号	5. (27)①
項目	障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
(回答) 児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和3年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。 本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8015

番号	5. (27)②
項目	18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
(回答) 障がい児入所施設に引き続き入所する 18 歳以上の入所者(いわゆる年齢超過者)の移行については、令和6年3月末日をもって経過措置適用期間が終了したところです。 しかしながら、障がい児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるための取り組みは引き続き必要であり、本市としてはこども相談センターや障がい児入所施設等と連携し移行調整の協議の場を設け、円滑な地域移行を進めていきます。また、移行の受け皿となり得る共同生活援助事業所に対しても、強度行動障がいにより移行が困難となっている方の受け入れを促進するため、受け入れの際に必要な調整や設備整備にかかる費用を助成する事業についても引き続き実施しています。 このほか、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定により、退移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し連絡・調整を行った場合の評価を行う移行支援関係機関連携加算が新設されたほか、強度行動障がいを有する児童や重症心身障がい児などの特別な支援を必要とする児童が円滑に地域移行できるよう、宿泊・日中サービスの利用体験時に支援を行ったことを評価する体験利用支援加算が新設され、また、日中活動や移行支援の充実を図る観点から職業指導員加算が日中活動支援加算として算定要件の見直しが行われたところです。 本市としましては、障がい児入所施設における円滑な地域移行の促進について、国の示す新たな移行調整の枠組みを踏まえつつ、引き続き障がい児入所施設と調整しながら地域移行を進めていくとともに、障がい児入所施設の本来の役割である障がいのある児童への適切な支援ができる体制や環境の確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8015

番号	5. (27)③
項目	看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で 1.12%のプラス改定となっております。 また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には 2.5%、令和7年度には 2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 障がい児入所施設では、医療的ケアや心理的ケアを必要とする児童のために、通常必要とする人員に加えて看護師や心理担当職員等を配置している場合に、看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)や、心理担当職員配置加算としてそれぞれ評価されることとなっております。 本市としましては、制度の運用実態を注視しながら、入所する児童が必要とする支援の確保並びに良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8015

番号	5. (27)④
項目	入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
(回答) 障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。 一方で、令和2年度に開催された厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、その報告書において、障がい児入所施設に入所する障がい児について、被虐待児童が増加していることや、平成 29 年 8 月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ被虐待児が心の傷を癒し回復していけるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の必要性を指摘しており、障がい児入所施設における社会的養護機能の強化を図ることとして、心理的ケアを行う専門職の配置の推進や職員に対する更なる研修等を行うべきとしています。 また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、被虐待児に対して関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合を評価するために、要支援児童加算が新設されました。 本市としましても、障がい児入所施設に入所する児童や支援の実態を注視しながら、必要とする職員の配置や報酬等について国に対し要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8015

番号	5. (27)⑤
項目	小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
(回答) 小規模グループケア加算については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われました。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しが行われています。 本市としまして、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8015

番号	5. (27)⑥		
項目	サービス継続支援事業補助金について、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。		
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえ、検査費用等の公費負担を終了しています。 なお、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、施設内で感染した利用者に対して必要な医療や支援を行った場合に評価する、新たな加算が新設されました。 本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、感染症対策を含めた報酬単価の見直しに向けて、引き続き国・大阪府に対し働きかけてまいります。			
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-7986		

番号	5. (28)①
項目	24 年度報酬改定で支援区分5、4、3、2の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急の実態調査をおこない、国に対して制度改善を要望すること。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、報酬単価の必要な見直し等について、国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245

番号	5. (28)②
項目	リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。
(回答) グループホームにおいて、複数の従業者により夜間支援を行う場合については、従業者の数に応じて、夜間支援体制加算を算定いただくことが可能です。 本市としましては、夜間に支援を必要とする障がい者が、グループホームで安心して生活することができるよう、報酬単価の見直し等について、他の指定都市等と連携しながら国に対して働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245

番号	5. (28)③		
項目	グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。		
(回答)			
令和4年度より、グループホームを含む各障がい福祉サービス等事業では、虐待防止委員会及び虐待の防止等のための責任者の設置、従業者への虐待を防止するための研修実施などが義務化され、事業所が自ら虐待防止の措置を講じることが求められています。 また、事業所における具体的な対応などについては、令和5年7月に厚生労働省より「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」が出されており、強度行動障がいのある方への支援や虐待の防止についても掲載されています。 障がいのある方への虐待は、いかなる理由があっても許されないものであり、虐待を防止するために日頃から取組むことは極めて重要です。今後とも適切な支援と虐待の防止について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。			
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527		

番号	5. (28)④
項目	求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算を行うこと。
(回答) 障がい福祉サービス等事業所で働く方の処遇につきましては、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の見直しが行われており、加算率が引き上げられたところです。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245

番号	5. (29)
項目	自立訓練(機能訓練)の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等、1対1で行っているものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは 2.5 対1以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。
(回答) 自立訓練(機能訓練)事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。 本市としましては、自立訓練(機能訓練)事業を利用する方のニーズに対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、当該事業の安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245

番号	5. (30)①②
項目	早川点字図書室について、以下のことを実現すること。 ・来年度の契約更新では、プロポーザル方式から随意契約方式に戻すこと。 ・正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。
(回答) 早川福祉会館点字図書室運營業務委託事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式(プロポーザル方式)を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。 早川福祉会館点字図書室では、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、点字・録音図書の作製など、様々な情報提供を行うことやボランティアの養成を通じて、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っていただいているものと認識しており、今後も事業内容や取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8072

番号	5. (31)①②
項目	日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。 ・国から12名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を法人に求めることをやめること。 ・情報文化センターの情報化対応特別管理費を、ボランティアへの謝礼や独自に雇用している専門職員の人件費に充てられるようにすること。
(回答) 本市では、点字図書館の円滑な運営を図り、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的として、社会福祉法人日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営事業に対する補助を、国の身体障害者保護費国庫補助金交付要綱及び本市の点字図書館運営補助金交付要綱に基づいて実施しています。 情報化対応特別管理費にかかる対象経費につきましては、厚生労働省通知(※)に基づき、点字図書や音声図書を製作するために必要なパソコン等の購入経費等をはじめ、点訳・音訳を行う者への謝金等や、専門的な知識を持つものの賃金等も対象にしています。 ※令和3年3月 29 日付け「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について(通知)」	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8072

番号	5. (32)
項目	全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。 また、聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて、当事者、事業受託団体との協議を実施すること。
(回答) 聴覚・言語に障がいのある方々への支援としまして、手話通訳者派遣事業や聴覚言語障がい者生活相談事業で専任者を配置して事業を実施しております。 聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段の確保及び生活相談の重要性については、本市としても認識しており、現在、複数の区役所において、窓口業務の中で手話通訳者を配置しているところです。 引き続き、区役所への手話通訳者の配置など手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8081

5. (33)は5.(24)にて回答

番号	5. (34)
項目	<u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切におこなわれるよう、災害時と感染症対策用にもセンターを設け、専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u>
(回答) (下線部について回答) 本市では、災害が発生した際や、感染症が発生した際は、各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し対応してまいります。 介護施設等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、ホームページ等での周知をはじめとして、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8026 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定指導グループ) 電話:06-6241-6310

番号	5. (34)
項目	<u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切におこなわれるよう、災害時と感染症対策用にセンターを設け、専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u>
(回答) (下線部について回答) 本市では、災害発生時にひとりでの避難が困難な方や一般的な避難所では避難生活を行うことが困難な方などの要配慮者への支援について、要配慮者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」(以下、「計画」という。)により取組みを進めています。 この計画において、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のための特別な配慮がなされているなどの条件や選定方針をあらかじめ定めております。 大規模災害の発生直後など、安全な場所への避難が必要な場合においては、行政の支援体制が整うまでに時間を要することから、要配慮者の避難支援は自主防災組織等、地域住民による支え合いがもっとも重要となります。そのため、自主防災組織など地域においては、日頃から要配慮者の情報を把握し、災害時には迅速な避難支援等が行えるよう取組みを進めていただいております。引き続き、自主防災組織による要配慮者の避難支援の取組みに支援を行ってまいります。	
担当	危機管理室 危機管理課(減災対策) 電話:06-6208-7380

番号	5. (35)
項目	大阪府と連携して災害発生時に、感染症などから高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。
(回答) 小中学校の災害時避難所においては避難者居室のほかに、バリアフリー等に配慮した福祉避難室や感染症の疑いのある方を対象とした療養スペースを設けることとしております。	
担当	危機管理室 危機管理課(減災対策) 電話:06-6208-7380

番号	5. (36)
項目	災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。
(回答) 介護保険施設等の事業者は、災害時や感染症拡大時にも事業を継続できるよう事業継続計画書を作成することが令和6年4月より、経過措置期間が終了し完全義務化されました。 本市では、厚生労働省において作成された「ひな形」と策定支援のための「ガイドライン」について本市ホームページに掲載し、社会福祉施設のBCP(事業継続計画)の策定に向けた取組みについて支援を行っております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ) 電話:06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定指導グループ) 電話:06-6241-6310

番号	5. (37)(38)(39)
項目	・新型コロナウイルス感染症による消毒等の業務過重を軽減するための職員の増員等のための財政支援を講じること。 ・高い感染リスクを抱えながら日々業務をこなしている職員に大阪市として特別手当を支給すること。 ・訪問介護の感染者・濃厚接触者宅へのサービス提供にあたっては、従事者と家族の安全を確保するため、ホテル等の宿泊が可能になるよう、支援策を講じること。
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更されました。 位置付け変更後においても、特別な対応から通常への移行していくための期間として、感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として、令和6年3月 31 日までに発生した、通常の介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費に対する補助を継続してきたところです。 令和6年3月末をもって、通常対応への移行期間を終了とし、介護施設等の事業者におかれましては、恒常的な感染対策に取り組んでいただくようお願いしています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定指導グループ) 電話:06-6241-6310

番号	5. (40) (43)
項目	・体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。 ・人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。
(回答) 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定においても新たな加算の区分が創設されました。令和2年度は取得促進に向けて取得促進事業も行いました。 なお、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和4年2月から、大阪府より対象・申請事業所へ交付され、令和4年 10 月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設され、令和6年度よりは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に 2.5%、令和7年度 2.0% のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市独自で対象を拡大することは困難と考えますが、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ) 電話:06-6208-8028

番号	5. (41)
項目	夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること
(回答) 介護保険制度における夜勤を行う介護職員については、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」に規定されています。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市独自で対象を拡大することは困難と考えますが、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ) 電話:06-6208-8028

番号	5. (42)
項目	利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
(回答) 介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年 80 万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を 15,000 円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。 また、平成 20 年4月から各医療保険における世帯内の 1 年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。 加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給される制度がございます。さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。 いずれにいたしましても、介護保険サービスの利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付グループ) 電話:06-6208-8059

5.(43)は5.(40)にて回答

番号	5.(44)
項目	4月の報酬改定で訪問介護事業の報酬は大きく削減されました。在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業で閉鎖や統合、倒産が増えています。大阪市の訪問介護事業を継続させていくために、事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して、介護報酬の引き上げを強く要望すること。
(回答) 介護報酬の改定にあたっては、人口構造や社会経済状況の変化に加え、各サービス事業所等の経営状況を踏まえ、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、有識者や関係団体等からの意見も聞きながら検討されてきたところです。 厚生労働省が実施した令和5年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護の収支差率が7.8%と全介護サービスの収支差率の2.4%を大きく上回っており、このような状況も含め、国において検討された結果、介護サービス全体でプラス1.59%の報酬改定が示される中、訪問介護について約2.4%のマイナス改定となりました。 一方、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、これまでの介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され介護職員の賃金改善が図られてまいりました。 さらに、令和6年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も2.5%引き上げられたところです。 なお、訪問介護の処遇改善加算については、他の介護サービスよりも高い加算率が設定されており、最上位の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)では24.5%、最下位の介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)でも14.5%となっており、特別養護老人ホームの最上位14.0%や、介護老人保健施設の最上位7.5%、通所介護の最上位9.2%などと比べても極めて高い加算率が設定されています。 本市では、「介護職員等処遇改善加算」等の手続きについて、ホームページでの周知はもちろんのこと、各事業所へメールやFAXでの周知を複数回行うなど、事業者の皆様に処遇改善加算を取得していただけるよう、より丁寧な案内に努めています。 また、従業者への配分方法について、全従業者への周知が不足していることが判明した場合は、事業者に対し指導を行い、「介護職員等処遇改善加算」等を取得することで得られる増収分が、確実に賃金として従業者に配分されるよう努めているところです。 介護保険は全国統一の制度であり、国による適切な介護報酬の設定がされるべきものであるため、指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ) 電話:06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定指導グループ) 電話:06-6241-6310

番号	5. (45)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配などを行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。
(回答) 本市と大阪市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結し、だれもが安心して暮らせる地域づくりのための取組みを行っております。また、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っております。さらに、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の推進に向けた情報共有と協力体制の強化を図り、災害等への対応に関しても、防災訓練を行うなど相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。 しかしながら、地域福祉活動支援や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。 本市と社会福祉協議会が連携・協働して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づき社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話:06-6208-7951

番号	5. (46)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料の引き上げを行うこと。
(回答) 本市の指定管理業務における事業者選定は、客観的な観点で公正公平に選定するため、選定委員会を開催することとされており、大阪市社会福祉研修・情報センターについても、公募の上、業務内容の専門性や求められる知識及び技術等を評価するため選定委員会を開催して選定し、令和2年4月1日から5か年を指定期間として、大阪市社会福祉協議会を指定管理者に指定しております。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話:06-6208-7958

番号	5. (46)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。
(回答) ○生活困窮者自立支援事業 生活困窮者自立相談支援事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式(プロポーザル方式)を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。令和4年度からは、当該業務委託にかかる予算について拡充を図り、令和6年度までの長期契約を行いました。 今後とも様々な課題を抱えた生活困窮者の円滑かつ適正な相談支援業務が出来るよう、委託先と十分に連携してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話:06-6208-7959

番号	5. (46)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が雇用できる委託料に引き上げを行うこと。
(回答) ○要介護・障がい支援区分認定調査業務 要介護・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、公募型企画競争方式(プロポーザル方式)にて、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することができる法人を選定し、業務委託契約を締結しています。次期契約については、現行事業者やマーケットサウンディングでの意見を踏まえ、公募を行っているところです。今後とも委託先と十分に連携・協議しながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(認定グループ) 電話:06-4392-1727 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課(認定グループ) 電話:06-4392-1730

番号	5. (46)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が雇用できる委託料に引き上げを行うこと。
(回答) ○地域包括支援センター 本市では、介護保険法に基づく地域包括支援センターの運営に係る包括的支援事業について、広く募集を行ったうえで委託先の選定を行い、その実施を委託しています。 地方公共団体が契約をする場合は、原則として会計年度を越えることができないところ、特定の契約を締結する場合は、長期継続契約とすることができることとされており、本市においても、業務委託契約については3年程度の契約期間とする方針により、必要に応じて長期継続契約を締結しているところです。 包括的支援事業の実施の委託にあたっては、長期継続的に事業の実施を委託することで効果的かつ安定的に事業が実施できるように、長期継続契約として6年間の契約期間で業務委託契約を締結しています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:06-6208-8060

番号	5. (46)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。
(回答) ○老人福祉センター 老人福祉センターにつきましては、多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間の能力を活用することで住民サービスの向上を図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。老人福祉センターの指定管理者の募集にあたっては、本市の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に基づき、指定期間を5年として募集し、事業計画や提案金額等を総合的に考慮して選定を行っております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢者福祉課 いきがいグループ 電話:06-6208-8054

番号	5. (47)
項目	コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
(回答) 「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)を98名配置し、実施しております。 また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取組みを進めております。 今後も事業内容や各区における取組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話:06-6208-7954

番号	5. (48)		
項目	要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。		
(回答)			
要介護認定・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。			
要介護認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、令和3年度に実施した、マーケットサウンディング(市場調査)の意見を踏まえ、令和4・5・6年度の3年間の長期継続契約とし、令和3年度までの調査実施件数に連動して業務委託料が確定する契約から、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直し、想定より件数が下回った場合に連動して業務委託料が減少するリスクの低減を図ったところです。			
障がい支援区分認定調査については、令和4年度より、要介護認定調査業務と同様、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直しました。また、令和5年度から市内 24 区ごとに委託する法人を募集し、令和6年度までを契約期間とする長期継続契約で複数の法人に委託して障がい支援区分認定調査業務を実施しております。			
要介護認定・障がい区分認定にかかる令和7年度からの調査業務の委託事業者公募のため、参入しやすい公募条件の検討や法人のアイデアを把握するためマーケットサウンディング(市場調査)を令和5年7月に実施しました。			
令和7年度からの契約につきましては、現行事業者やマーケットサウンディングでの意見を踏まえ、公募を行っているところです。			
担当	福祉局 高齢者施策部	介護保険課(認定グループ)	電話:06-4392-1727
	福祉局 障がい者施策部	障がい支援課(認定グループ)	電話:06-4392-1730

番号	5. (49)
項目	日常生活支援事業(あんしんさぽーと事業)は、独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。
(回答) 日常生活自立支援事業(あんしんさぽーと事業)につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。 平成 26 年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。 しかしながら、平成 27 年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者1人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないため、国に対し個別協議を実施しているところです。平成 31 年度には、平成 30 年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられましたが、十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課(相談支援) 電話:06-6208-7974

番号	5. (50)
項目	生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。
(回答) 生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。 また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCA サイクルに沿って進めているところです。 なお、有識者会議の意見を踏まえ、第2層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第1層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第2層だけでなく、第1層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:06-6208-8060

番号	5. (51)～(57)
項目	(51) 大阪市留守家庭児童対策事業(以下学童保育)は 2015 年「子ども子育て支援法」に基づく事業として位置づき、大阪市において条例で定められている。学童保育は、「児童いきいき放課後事業(以下いきいき事業)」の補完的なものではなく、いきいき事業と並んで子ども達の放課後に欠かせない事業であり、大阪市が責任を持って運営していくべき事業である。大阪市の放課後施策として「学童保育」「いきいき事業」を、それぞれが目的の違う独自の事業として充実させること。 (52) 地域の中で放課後児童クラブを開設する大阪市においては、国の運営費予算には含まれていない家賃等の経費について、保護者が支払う保育料で負担している。保育に欠ける児童を出さず、放課後児童クラブの利用を希望する家庭が高額な費用負担を理由に利用断念しないで済むよう、補助金の大幅な増額をすること。 (53) 放課後児童クラブ職員の処遇を改善し、安定した雇用形態にする事は、子どもとの安定的・継続的な関わりを保障し豊かな生活づくりにつながる。放課後児童クラブ職員が安心して働き、継続して専門性を高め公共性を発揮できるよう、すでに国の補助条件を満たしている大阪市の放課後児童クラブへ、職員の処遇改善を目的とした「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、大阪市としても予算化すること。 (54) 放課後児童支援員の複数配置を進めるには、放課後児童支援員の処遇改善が必要である。児童数が 19 人以下でも 20 人以上でも安定的に複数配置できるように、児童数が 19 名と 20 名で大きく違う現状の補助金格差を是正し、19 名以下の施設への補助金の底上げをすること。 (55) 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の放課後児童支援員資格者(認定研修修了者)の経験年数の考え方は、大阪市において、前クラブの勤務歴は含まれず、当該クラブのみの勤続年数とされている(複数のクラブを有する事業者間の異動は継続可)。しかし、本来放課後児童支援員資格は個人に与えられるもので、前クラブにおいて積み重ねられた経験は、施設のより良い保育に反映されます。放課後児童支援員の経験年数の積算根拠を、国同様に以前の放課後児童クラブで就労した勤務実績も通算実績として、認めること。 (56) 放課後児童クラブが、不安なく施設改善や移転を進められるように、国の「放課後児童クラブ運営支援事業(賃借料補助・移転関連費用補助)」などを、国の基準に合わせて大阪市内で予算化し、財政的支援をすること。 (57) 大阪市において、シングル家庭や貧困家庭は増加傾向にある。働くことによって保育に欠ける家庭になるにもかかわらず、高額な保育料ゆえに入所できない状況が生まれている。困窮する世帯に対して、保育料の減額などを大阪市独自で新規予算化すること。

(回答)

(51)、(52)、(54)、(56)、(57)

大阪市では、昭和 44 年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業へ補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業を実施しております。

一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成4年度から小学校の余裕教室等を活用した児童いきいき放課後事業を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。

本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する児童いきいき放課後事業を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、時間延長など事業内容の充実を図っているところです。

留守家庭児童対策事業については、児童いきいき放課後事業の補完的役割として、民設民営で実施されている放課後児童クラブに対して補助を継続しております。

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算を行うとともに、令和6年度には、新補助基準による増額を行うなど、補助金交付基準の引き上げを行っております。

さらに、令和4年から、障がい児や医療的ケア児の受入に必要な職員を追加配置するための補助を拡充し、支援員等の処遇改善にかかる補助などを実施しているところです。

児童数が 10 名から 19 名の放課後児童クラブに対しては、運営費に小規模クラブ加算を行っております。

「放課後児童クラブ運営支援事業(賃借料補助・移転関連費用補助)」の経費につきましては、既に大阪市留守家庭児童対策事業の運営費補助金の対象経費に含まれております。

困窮する世帯に対しての保育料の減額などについては、児童いきいき放課後事業は、無料で利用できる放課後の居場所を提供しており、ひとり親家庭等の自立促進や貧困対策に寄与していると考えております。

(53)

放課後児童支援員の処遇改善及び安定した雇用については、令和6年度から常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の新運営費基準を創設したほか、令和4年からは、収入を3%程度引き上げるための費用の補助する「放課後児童支援等処遇改善事業補助金」を実施しています。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進しています。

(55)

「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、放課後児童支援員の経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金体系を構築し、継続的な人材育成及び保育の質の向上への取り組みを進める観点から、平成 29 年度より新たに実施しております。

「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要綱」の第1条では「放課後児童支援員（以下「支援員」という。）に対し、経験年数や研修実績に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設け、支援員の処遇改善を行っている補助事業者に必要な経費を補助することにより、職員の定着を図り、安定的・継続的な保育による保育の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を図ることを目的とする。」と当該補助金の趣旨を規定しています。この趣旨に鑑み、児童の健全な育成を図るためには、現在在籍している放課後児童クラブで働き続けるインセンティブを促進するための経験等に応じた処遇改善を行い、質の高い保育を継続的に行うことが必要であると考えています。

担当	こども青少年局 企画部青少年課 放課後事業グループ 電話:06-6684-9573・9559
----	--

番号	6. (1)	
項目	当初予定以上に予算が膨れ上がっており、安全面からみても懸念される。ただちに建設を中止すること。	
(回答) 淀川左岸線(2期)事業は大阪都市再生環状道路の一区間を構成し、交通の円滑化による市街地環境の改善、物流の効率化、災害等に対する迂回路の確保といった効果が期待される、大阪・関西の成長にとって必要不可欠なインフラです。 淀川左岸線(2期)の道路構造物は、堤防と一体構造となるため、その安全性や施工方法について、学識経験者等で構成された淀川左岸線(2期)事業に関する技術検討委員会で審議され、平成 29 年 11 月に淀川左岸線(2期)事業に関する技術検討報告書(以下、「技術検討報告書」という)としてとりまとめ、道路構造物と堤防の一体構造物は、現況堤防と同等以上の安全性を有するものとして、整備することが可能であると評価されています。 令和4年度の事業計画の変更に伴い、事業の必要性や効果、実現見通し、優先度などについて再評価し、令和 4 年 11 月 25 日には大阪市建設事業評価有識者会議に諮り、今回の事業期間の延伸と事業費の増加を反映し、国の基準に基づき走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少という道路の3便益から算出した費用便益比(B/C=1.3)を踏まえ、事業継続として報告し、妥当との意見をいただきました。 その後、有識者のご意見を踏まえ、本市として事業継続とする対応方針を決定し、令和 5 年 2 月 14 日に公表したところであり、今後も着実に整備を進めてまいります。		
担当	建設局 淀川左岸線2期建設事務所 設計課	電話:06-6466-2180

番号	7. (1) ①
項目	就学援助制度の捕捉率を上げること。就学援助の費目を拡大すること。
(回答) 就学援助の申請につきましては、毎年、市立の小・中・義務教育学校を通じて、在学する児童及び生徒（入学予定者も含む）の保護者全てに対して「就学援助制度のお知らせ」及び「申請書」を配付し、申請いただけるようにしております。 その他、大阪市のホームページに「就学援助制度のお知らせ」及び「申請書」を掲載したり、区広報紙への掲載や「子育ていろいろ便利帳」などの市民向け手引への掲載など、定期的に行っています。 今後も引き続き、就学援助を必要とされる方が十分に活用していただけるよう、制度の周知に努めてまいります。 本市における就学援助の支給対象である学用品費、通学用品費等につきましては、学校における教育活動に必要となるものが対象であることから、保護者の方が学校に納めていただいている学校徴収金相当額を支給しております。今後とも、制度の適正な運用に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	7. (1) ②
項目	「授業料無償」に加え、「修学費無償」（学校に通うために必要な教育費）が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。教材、絵具、リコーダー、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。
(回答) 学校において使用する消耗品などの購入経費、図書や光熱水費、建物修繕などの費用については、「学校維持運営費」として公費で負担することとしています。一方、児童・生徒個人に直接還元される教材などや、遠足・修学旅行などの費用については、保護者の方にご負担いただいております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7832

番号	7. (1) ③
項目	大阪・関西万博開催によりバス代高騰が学校園に通告されています。万博開催による保護者の負担増に対して、大阪市として軽減措置を行うこと。
(回答) 本市教育委員会といたしましては、大阪府教育庁による万博児童・生徒招待事業への参加に伴い、家庭環境に関わらず、多くの児童生徒が安心して来場できるよう、児童生徒の交通費の費用負担のあり方について検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	7. (2)
項目	幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。大阪市の独自措置で、中学校の 35 人学級、さらに、小・中学校の 30 人学級を実現すること。幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。
(回答) (下線部について回答) 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」(以下、「審議会」という。)からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定し、取り組みを進めております。 また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校についても小規模化の進行が見られたため、令和 6 年 3 月に審議会より「中学校の配置の適正化にかかる意見書」が提出されました。 当該意見書を踏まえ、令和 6 年 9 月開催の総合教育会議において、「一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるためには、中学校についても、学校配置の適正化を進めることが必要であり、小学校と同様に規定化することが望ましい」との方向性が確認されたことから、現在規定化に向けた検討を進めております。 学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。 公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」により、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は 1 学級の標準を 35 人とし、中学校及び義務教育学校後期課程は 1 学級の標準を 40 人として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和 7 年度までに段階的に改めていくこととされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111・9114

番号	7. (2)
項目	<u>幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。</u>大阪市の独自措置で、中学校の 35 人学級、さらに、小・中学校の 30 人学級を実現すること。<u>幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。</u>
(回答) (下線部について回答) 市立幼稚園につきましては、「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしています。 また、1 学級の定員については幼稚園設置基準等に基づき、幼稚園の 4、5 歳児は 35 人、幼稚園型認定こども園の 4、5 歳児は 30 人と定めているところです。 今後も引き続き、市立幼稚園等の果たすべき役割や在り方について検証しながら個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、方針を決定してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165

番号	7. (3) ①
項目	「教育ブロック指導担当主事」や「スクールアドバイザー」から構成される「支援チーム」が小中学校を定期的に訪問する「学力向上支援チーム事業」について、各学校の研究部が行う「研究授業」とは別の授業支援の内容として行われる、「効果検証授業」（年間3回の授業参観）及び「若手教員（1～5年目、常勤講師等）への直接指導による研修」が、日々の授業準備や校務分掌、研修などで多忙な教員に対して、授業指導案の作成など、さらなる負担を強いている現状がある。「学力向上支援チーム事業」の内容を各学校の現状に合わせて、訪問回数や若手教員の研修などの負担を減らす措置を速やかにとること。
(回答) 「学力向上支援チーム事業」については、教育ブロック担当指導主事やスクールアドバイザーなどから構成される「支援チーム」が担当校に対して、各種調査の分析から見えた各校の取組の成果や課題を共有するとともに、校長マネジメントのもと、各校の実情に応じて支援をしています。 本事業内で実施される「効果検証」における年間3回の授業参観や若手教員への直接指導については、各校で実施している学習指導案の作成を伴った研究授業や校内研修に兼ねてもよいことを最初の訪問で各校に説明しており、訪問回数や学習指導案の作成等については若手教員の負担の増加とならないよう留意しながら、若手教員の授業力向上をめざし取り組んでまいります。	
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	7. (3) ②
項目	各学校での研究授業の取り組みにおいて、「スクールアドバイザーの意見により授業予定日の数日まえに内容が変更され、前日に 22 時過ぎまで学校に残って授業準備を行った。」「若手研修の参観授業と学年の研究授業の年間 2 回の研究授業を行った。」「学年の研究授業、行政区内の研究授業の年間 2 回の研究授業授業者を行い、大きな負担だった」など、各学校で行われている研究授業は授業者の業務上の大きな負担になっている。 また、「学力向上支援チーム事業」などの導入により、特に若手教員は年間複数回の「研究授業」を行うことが多くなっている。多い時には 6～8 ページ程度（約 5000 字～約 7000 字）に及ぶ「授業指導案」の作成と、他の教員と指導案について話し合う「指導案検討会」などの会議も行い、意見も取り入れながら添削・再検討などを行うため、「授業指導案」の作成だけでも膨大な時間がかかる。そのため、多くの教員は休日などの勤務時間外に「授業指導案」の作成を行うことになる。また日々の担任業務・校務分掌の仕事も並行に行いながら、研究授業の準備を行うため、授業者は必然的に時間外の勤務を行うことが当たり前になっている。加えて、若手研修や行政区内の研究授業（スクールアドバイザー、行政区の研究部等による授業参観・公開授業）が重なると、年に数回の研究授業（授業参観・公開授業）を行うことになり、その都度、授業準備を行うことになる。 一方で、大阪市教育委員委員会の「第 2 期 学校園における働き方改革推進プラン」の方針（1 か月の時間外勤務時間が 45 時間を超えない。1 年間の時間外勤務時間が 360 時間を超えない等）や、令和 6 年 9 月 30 日「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和 6 年 8 月 27 日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について通知します。」（文科初第 1293 号）において、「十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることを可能にするため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する、いわゆる「勤務間インターバル」の取組が進められて おり、民間企業においては、平成 31(2019)年 4 月より事業主の努力義務とされている。 また、国家公務員や地方公務員についても、11 時間を目安とする勤務間インターバルを確保するための取組が進められている。」（通知文・P32）・「その際、上限指針においては、「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない」とあることから、「勤務間インターバル」の確保に取り組むに当たっても、同様の考え方で取り組まれる必要がある。」（同 P32）と通知しており、教職員の長時間労働の是正や「11 時間を目安と留守勤務間インターバル」の確保が大阪市内の各学校園においても強く求められている。 教職員が「十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き

	続けることを可能にするため」、長時間勤務や「業務の持ち帰り」での指導案作成が当たり前になっている「研究授業」の進め方を抜本的に見直すこと。
	(回答) 「学力向上支援チーム事業」の授業参観においては、学習指導案を略案にする等、教員の負担軽減につとめており、指導案作成等「業務の持ち帰り」が発生しないよう努めてまいります。 また、令和6年9月30日「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（文科初第1293号） https://www.mext.go.jp/content/20240930-mxt_zaimu-000038209_1.pdf において、「我が国の学校教育は、世界トップレベルの学力の育成や、知・徳・体にわたる全人的な教育の提供など国際的にも高く評価されており、その背景には、多くの教師が、日々子供たちのために絶えず自らの力を高めようと励んでいることがあげられる。例えば、学校内外において行われる校内授業や授業研究など、同僚との学び合いも含め、現場の実践を通した、よりよい授業に向けた教師の学びが進められており、このような取組は非常に重要である。」（P26）とあるように、「研究授業」により、教師の学びが深められることも事実です。今後も教員の負担も考慮すると同時に、教師の学びを深められる「研究授業」のあり方について検討してまいります。
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	7. (3) ③
項目	大阪市教育局の「学力向上支援チーム事業」の取り組みにおいては、各小中学校で1名選出する「対象教員」(スクールアドバイザーによる授業力向上への支援を重点的に受け効果検証の対象とする教員)と「対象教員」の担当する1学級に対し、年間3回の「授業参観」(実質の「研究授業」)と意識調査等を行う「効果検証」授業は、多くの小中学校では、若手教員が担当している。これら「効果検証」授業は、年間3回の指導案作成と「授業参観」を行うため、ただでさえなれない業務を日々進めている若手教員には大きな負担となっている。また、ある若手教員からは「スクールアドバイザーから年3回の授業の内、1回は略案(1~2ページ)ではなく細案(4ページ以上)の指導案を書くように求められた」という声もあった。これら実態は、若手教員の「時間外勤務」の抑制や「インターバルタイムの確保」をさらに難しくしている。若手教員への負担を強いる「効果検証」授業を速やかに廃止すること。
	(回答) 各校では、年次研修において、校内または校外での研究授業が必修となっている現状等も踏まえながら、「学力向上支援チーム事業」の「対象教員」を1名選出しております。この際、「対象教員」が対象となる「効果検証」の「授業参観」における学習指導案については、教師の学びをより深めていけるよう、学習指導案(細案)を作成することとしており、「対象教員」が本事業の「授業参観」を年次研修の研究授業に兼ねる場合、学習指導案(細案)を作成することになります。 本事業内で実施される「効果検証」における年間3回の授業参観や若手教員への直接指導については、各校で実施している学習指導案の作成を伴った研究授業や校内研修に兼ねてもよいことを最初の訪問で各校に説明しており、訪問回数や学習指導案の作成等については若手教員の負担の増加とならないよう留意しながら、若手教員の授業力向上をめざし取り組んでまいります。
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	7. (4) ①
項目	障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。
(回答) 本市ではこれまでも、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育の推進に努めているところです。 共生社会の実現に向けて、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限し、社会への参加を制約する社会的障壁を取り除く取組が強く求められており、本市教育委員会といたしましても、大阪市教育振興基本計画に掲げるインクルーシブ教育の推進にむけて、引き続き、基礎的環境整備を進めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (4) ②
項目	特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。
(回答) 本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。なお、学びの場の適切な判断には、一人ひとりのお子さんの障がい状況に合わせて、本人保護者としっかりと検討する必要があることを、研修等を通し、全教職員に周知しているところです。 また、相談等に関しましては、インクルーシブ教育推進室の就学相談員等が、電話や来所による相談に応じております。なお、保護者向け就学・進学に関する講座や、障がいのある子どもの進路や就労等に関する情報提供を実施しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (4) ③
項目	これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを追及し、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないように形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。
(回答) 本市では、従前より、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育をすすめながら、特別支援教育に関する実践を積みあげてまいりました。 特別支援学級における実践だけでなく、通常学級での交流及び共同学習での実践においても、障がいのある子どもが達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、教員研修において、特別支援教育に関する専門性を高めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (4) ④
項目	特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場の決定にあたっては、文科省 2022 年 4 月 27 日通知に示された学びの時間や、文科省 2013 年 10 月 4 日通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特に LD・ADHD 等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。
(回答) 本市では、従前より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。 学校は、医療機関での受診結果、専門機関での相談による所見等により、どのような障がい特性があるのか、どのような個別の支援が必要なのか等を把握し、一人ひとりに適した学びを提供していきます。また、適正な学びの場については、本人・保護者の意向を尊重しつつ、学校と教育委員会とが児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズから総合的に判断してまいります。 今後も引き続き、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (4) ⑤
項目	通級指導教室を開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級指導教室の設置を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
(回答) 本市では、従前より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。 教育委員会としましては、通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、必要に応じて通級による指導を開設する等、学びの場の充実に努め、今後も引き続き、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7.（4）⑥		
項目	特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にもない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。		
（回答） 特別支援学級の設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (4) ⑦
項目	次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と規定の学級定数を順守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行うこと。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。
(回答) 特別支援学級設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7.（4）⑧		
項目	特別支援学級の編制にあたっては、同一学年での編制を原則とし、複式学級となる場合は、8 人を超えている学年を含めずに編制を行うこと。但し、算出された学級数の内において、各学校の教育課程編成による学習や生活の集団編成については、各校の判断に委ねること。		
（回答） 公立小学校・中学校及び義務教育学校における特別支援学級の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1 学級あたりの標準が 8 人と定められております。 また、特別支援学級在籍児童生徒の教育課程につきましては、特別の教育課程も含め、一人ひとりの児童生徒の障がいの状況に応じ各学校が編成を行うこととなっており、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて実施されるものと考えております。 今後も引き続き、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9114	
	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009	

番号	7.（4）⑨		
項目	特別支援学級の1学級あたりの子どもの数が6人を上限とすることを、大阪市の施策として進めること。重度障害のある子どもの在籍する学校に加配を行うこと。		
（回答） 公立小学校・中学校及び義務教育学校における特別支援学級の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級あたりの標準が8人と定められております。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、障がい種別ごとに8人を標準学級とする国の特別支援学級における学級編制の緩和について、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当
	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当
			電話：06-6208-9114
			電話：06-6208-9125
			電話：06-6327-1009

番号	7.（4）⑩
項目	通級による指導担当教員を全校に配置し、指導を実施できる体制を整えること。 通級による指導を利用する児童・生徒が13人に満たない場合も、教員配置を行うこと。 また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
（回答） 本市では、従前より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。引き続き一人一人の教育的ニーズに合わせた指導・支援が受けられるよう、通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、多様な学びの場の一つである「通級による指導」を自校に開設する「自校通級」を令和8年度をめどに全校設置に向けて順次拡充していく予定です。国の動向を注視しつつ学びの場の充実に努めてまいります。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 総務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7.（4）⑪		
項目	障がいのある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。		
（回答） 特別支援教育コーディネーターは、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校における特別支援教育の重要な役割を担っていると認識しておりますが、特別支援教育コーディネーターについては国による定数措置がなされていないため、専任による配置は困難であると考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。			
担当	教育委員会事務局 指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局 教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	7. (4) ⑫
項目	特別支援教育サポーターの増員をすること。
(回答) 教育委員会といたしましては、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに、一人一人の障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き適切な配置に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7.（4）⑬		
項目	特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。		
（回答） 公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して学級編制の標準を改定すること及び通常学級の学級編制において、特別支援学級の児童生徒を加えることについて、要望を行っております。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。 定数配置による教員に加え、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互に理解を深め、互いを認め合うための支援等を行う「特別支援教育サポーター」を配置し、各校の支援体制の充実を進めているところです。			
担当	教育委員会事務局	総務部	学事課
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当
	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当
			電話：06-6208-9114
			電話：06-6208-9125
			電話：06-6327-1009

番号	7. (4) ⑭
項目	看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
(回答) 教育委員会では、各校園における特別支援教育体制の構築にむけて、特別支援教育に関する巡回指導や教員に対する特別支援教育研修を実施しております。 巡回指導では、障がいのある幼児児童生徒の障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、平成 28 年度より巡回アドバイザーを、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の 4 領域体制とし、学校園を巡回して各専門領域からの助言を行っております。 また、医療的ケアの必要な児童生徒の在籍する学校に対し、看護師の配置を行っております。 今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7.（4）⑮ア		
項目	特別支援学級の設置数に応じた教室を確保すること。通級による指導を行う教室を、通常教室と同様の規模で確保すること。		
（回答） 教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置及び教室の整備に努めてまいります。 また、通級による指導を行う教室においても障がい状況に応じた教室の整備に努めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	電話：06-6208-9097	
	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009	

番号	7. (4) ⑮イ
項目	通級による指導に必要な環境整備に係る予算を開設校に配当すること。
(回答) 通級による指導については令和5年度に33校、令和6年度に93校を開設し、令和8年度をめどに全校設置に向けて順次拡充していく予定です。また、令和6年度は既開設校には日常運営費が、新規開設校には環境整備を含めた運営費がそれぞれ配当されております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (4) ⑯
項目	大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。
(回答) 特別支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応すべきものと認識しております。 教育委員会といたしましては、今後も引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (4) ⑰
項目	障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにすること。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応すること。ただちの解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するよう努めること。
(回答) 本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。 教育委員会におきましては、大阪市教育局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、各教育ブロック及びインクルーシブ教育推進担当に相談窓口を設けております。 引き続き、相談等があった場合に、相談内容に関係のある部局と連携を図り、的確に対応を行うよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7.（4）⑱			
項目	障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。			
（回答） 本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めており、地域の学校で学ぶことを基本とし、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に取り組んでいます。 「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。 「学校安心ルール」の運用については、各校に対して、児童生徒一人ひとりの状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示しております。 また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。今後も、校内教職員の共通理解、並びに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。 少人数学級の実現については、公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して学級編制の標準を改定すること及び通常学級の学級編制において、特別支援学級の児童生徒を加えることについて、要望を行っております 教職員の増員等については、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。				
担当	教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局	指導部	生活指導担当	電話：06-6208-9194
	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話：06-6208-9114
	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	7.（5）②		
項目	学校給食は民間委託ではなく、自校直営方式を貫くこと。		
（回答） 本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しており、学校給食の水準を確保しつつ、200校の小学校・中学校・小中一貫校において、民間事業者への委託により実施しております。 委託校にあっても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分に配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、また学校行事への協力や、児童・生徒への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。 今後も引き続き、適切な業務管理に留意しつつ、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供が効果的・効率的に実施できるように、給食調理業務の民間委託を進めてまいります。			
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143		

番号	7. (5) ③
項目	食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れ、有機野菜の活用も進めること。小麦についても国産を使用すること。
(回答) 大阪市の農業は、全農家戸数 909 戸、全農地の総面積が約 76. 4ha (『大阪市都市農業振興基本計画』より引用) という状況において、近郊からの野菜で日々約 18 万食分の必要量をまかなうことは非常に厳しい現状にあります。府下を含めましても、必要量の安定的確保や流通上の問題等で大変難しい面がございます。 また有機野菜においても同様に流通量が限られており、必要量を安定して確保するには困難な状況にあります。 本市としましては、こうした現状の中にありながらも、食材につきましては国産を基本とし、きゅうり・こまつな・きくなどについては地場産物の食品を活用しております。その他「大阪市なにわの伝統野菜」である田辺大根や金時にんじんを給食実施単位である区単位で順に給食で使用しております。 今後も、地場産の食材の更なる取り入れについて検討するとともに有機野菜に関する情報収集に努めてまいります。 また、食材につきましては国産小麦やオーガニック食材等に限定しておりませんが、国産を基本とし、安全性の基準を満たしたもののみを調達しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143

番号	7. (5) ④
項目	ポリカーボネートの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。 三つ切り皿では、献立にふさわしい配膳ができないうえ、食器を持って食べることもできないので、個々の献立に合わせた食器に変更すること。
(回答) 学校給食用食器の種類としては、三つ仕切り皿、中食器（お椀）、小食器（お椀）がありますが、その日の献立により各学校で使用食器を決めております。 食器の改善や種類の多様化につきましては、施設設備、作業面等難しい点がございましたが、引き続き必要に応じて検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143

番号	7. (5) ⑤
項目	アレルギー対応の除去食については、より安全に実施する為、中学校給食で使用している個別対応容器を小学校にも導入すること。また、米粉パンの導入も進めること。
(回答) アレルギー対応につきましては「食物アレルギー対応の手引き」を整備し、アレルギー対応の除去食は、誤食・誤配防止のため除去食用（ピンク色）食器に盛り付けることとしております。食器に盛り付けた状態では、親子給食の子校となる学校への配送に適さないため、個別対応容器を使用しているものです。また、より多くの児童生徒が喫食可能な給食の提供にむけ、使用食材や献立の作成において、引き続き研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143

番号	7. (6) ①
項目	就学時健康診断は、市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。検診業者への委託や医師会と連携した実施を検討すること。
(回答) 就学時健康診断につきましては、学校保健安全法により市町村の教育委員会が行うこととされているところですが、例年、開催にあたりましては、各小学校、義務教育学校にご理解、ご協力をいただいております。 本健診につきましては、就学にあたり不安や心配を抱える保護者の皆さまとお話ができる貴重な機会として、次年度の学級編制や教育活動に活用されていると認識しており、多くの指定都市においても各小学校の協力のもと実施されております。 学校医等が初期の段階から携わり、入学後も継続して子どもたちの成長や健康状態等を観ていただいている状況なども踏まえすと、引き続き、各校のご協力を得ながら実施をしていくことが、子どもたちの健康の保持増進につながるものと考えておりますが、各校のご負担については、その軽減が図られるよう、教育委員会として引き続き研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	7. (6) ②
項目	養護教職員を全校に複数配置すること。「預け加配」を拡大すること。特に、中規模から大規模校への配置や若手養護教諭への支援としての加配を行うこと。
(回答) 養護教諭の複数配置については、小学校で児童数 851 名以上の学校、中学校で生徒数 801 名以上の学校が対象となっております。 このほか、心身の健康を害している児童生徒に対して、その回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところです。 各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。 「預け加配」につきましては、これまでも年度ごとに全体の定数状況を見極めながら、課題のある学校等に対し、可能な限り配置に努めております。 今後も引き続き、全体の定数状況を見極めながら可能な範囲で配置してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (6) ③
項目	子どもの命と心の安全安心にかかわる設備として、全ての学校で保健室と教室間をつなぐインターフォン（内線電話）を設置すること。
(回答) 各教室と繋がるインターフォンの設置については、校舎新築工事及び保健室全面改修など大規模改修工事を行う際に、設置又は設置に向けた検討を行う方針としております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9153

番号	7. (6) ④
項目	定期健康診断において検診検査を補助する要員を派遣すること。
(回答) 教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (7) ①
項目	妊娠者の体育実技・負担軽減措置について、妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。
(回答) 妊娠者の体育実技軽減講師の配置については、今後も引続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (7) ②
項目	妊娠障害休暇を 14 日間に戻すこと。妊娠者の体育実技軽減講師を配置すること。
(回答) 小中学校に勤務する府費負担教職員の給与・勤務労働条件については、平成 29 年 4 月より政令市への給与負担等の移譲に伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなりました。 これにより当該教職員は、本市の職員の休暇に関する規則の適用を受けることとなりました。 また、妊娠者の体育実技軽減講師の配置については、今後も引続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。 今後も、給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (7) ③
項目	産休・育休講師を市の責任としてすみやかに未配置を解消すること。
(回答) 正規教諭の産・育休にかかる代替講師の確保につきましては、教育委員会としましても重要な責務として認識しているところです。 これまで、代替教員（講師）の確保のための取り組みとして、教員採用選考テストにおける「大阪市立学校園現職講師特例」の実施、講師採用相談会の休日・夜間の開催、地下鉄駅共用部分への周知ビラの掲示及び地下鉄内の中吊り広告の掲出、大学の就職担当部門をターゲットとした取り組みに加え、行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用やオンライン面談の実施など、さまざまな方策を講じているところです。 また、令和2年度より本市独自の取り組みとして、4月以降の産・育休取得予定者の代替講師の一部について、年度当初より前倒して配置を行うことで、可能な限り年度途中で欠員が生じることのないよう対策を講じているところです。 なお、令和5年度より国においても、5月～7月までの産・育休取得予定者について、年度当初より前倒して代替講師を配置した場合、その一部が加配定数として措置されることとなりました。 さらに、今年度より教員が安心して産育休を取得できる職場環境、ひいては、子どもや保護者が安心できる学習環境を実現するために、全国初の制度として「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭）」を創設し、年度途中の欠員未補充の状況を解消できるよう取り組んでおり、今年度は市独自に本務教員を小学校50名、中学校15名採用し、配置しております。 代替教員（講師）の確保につきましては、未だ厳しい状況にはございますが、引き続き、柔軟な発想のもと、関係先と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (7) ④
項目	感染症の防止の観点から、妊娠中の女性労働者に対する特別休暇を創設すること。
(回答) 妊娠中の女性労働者に対する特別休暇の創設につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (7) ⑤
項目	育児部分休業は、府に準じて 15 分単位にすること。
(回答) 今後とも、給与・勤務条件につきましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (8) ①
項目	学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。産育休の代替は、本務事務職員を配置すること。
(回答) 学校事務職員の採用につきましては、今年度も引き続き行う予定となっております。 複数配置につきましては、基本定数のほかに大規模加配や就学援助加配など標準法に基づく複数配置を行っております。しかしながら、標準法を超えた学校事務職員の配置につきましては、困難な状況でございます。 産育休も含め、欠員に対する配置につきましては、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、今後も引き続き、欠員が生じないよう適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	7. (8) ②
項目	学校事務職員に職制を導入しないこと。
(回答) 学校事務職員の職制導入につきましては、必要性等を精査のうえ、適宜適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	7. (8) ③
項目	市教委や学校運営支援センターが本来すべき説明会や研修等の業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。
(回答) 共同学校事務室において実施する業務については、「大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」に基づき、各グループの実態に応じて実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	7. (8) ④
項目	臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げる こと。
(回答) 本市学校事務職員については行政職給料表を適用しているところです。 当該給料表については、情勢適応の原則に則り、本市人事委員会勧告の意見、内容を踏まえ改定を行っておりますが、今後とも、本市人事委員会勧告を注視しながら適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (8) ⑤
項目	学校園における「働き方改革」に学校事務職員の働き方改革を示すこと。
(回答) 令和5年度に全市実施した共同学校事務室におきましては、学校事務職員の資質向上・人材育成を図るとともに、各校の業務進捗状況・処理内容を点検・確認し、各校において適切な業務遂行が行われるよう監督する観点から、室長・副室長を設置し、事務主任を充てております。 今後も、共同学校事務室において、業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。 また、共同学校事務室においては、構成校内の全ての学校に兼務発令が行われ業務システム等の処理も可能になっていることから、育児・介護事情等を抱える学校事務職員の支援体制をより一層確立してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	7. (9) ①
項目	大阪市の労働条件（給与・待遇など）が講師の任用にも大きく影響している。労働条件の悪化は、正規採用だけではなく、「講師の不足」にも影響して、それが教職員の「定数不足」、人員不足が発生する原因となっており、学校現場の大きな負担になっている。直ちに講師の待遇改善を行い、大阪市で教職員として働きやすい環境を整えること。
(回答) 常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、令和2年度より引き上げたところでございます。 常勤講師に適用される給与等につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。 しかしながら、全国的な教員（講師）不足の状況にあり、代替講師の確保については、各自治体とも共通の課題であります。今後も引き続き、学校現場に欠員を生じさせないよう、休日及び夜間の講師登録会の開催やPR活動など、講師確保のための取組みを実施してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (9) ②
項目	学年主任や学級担任を担当するなど、正規教員と同じ職務を担っているにもかかわらず、講師であることが理由で給料表が「1 級」に格付けされている実態をなくし、厚生労働省のガイドラインでも示されている「同一労働・同一賃金」や「職務給の原則」の考え方に基づき講師の給料表を速やかに「2 級」にすること。
(回答) 常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、令和2年度より引き上げたところでございます。 常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (9) ③
項目	大阪市での講師経験が優遇されるように、「大阪市教員採用選考テスト」での優遇措置を大幅に拡大すること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしており、令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおきましては、同特例を活用した合格者が全体の約3割となっております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (9) ④
項目	現職講師の受験者の採用選考テストの試験日については、学期中もしくは学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。
(回答) 教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。 なお、令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおきましては、第2次選考はすべての日程を夏季休業期間中に実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7.(9)⑤
項目	大阪市立の学校園において、数年にわたり講師として在職経験があり、かつ何年も連続して「大阪市教員採用選考テスト」を受け続けている現職講師については、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (9) ⑥
項目	文部科学省、令和 5 年 5 月 31 日「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」の方針により、(令和 7 年度) 採用「大阪市教員採用選考テスト」も 6 月から実施されることになった。5 月～6 月は学校現場で働いている現職講師にとっては、宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期にあたり「教員採用選考テスト」に万全の準備をして臨めない。特に「教員採用選考テスト」の「大阪市現職講師特例」の試験日程について 5 月～6 月の繁忙期避けて行うこと。
(回答) 教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (9) ⑦
項目	令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」、「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)で「各教育委員会において、教員採用選考試験の1次試験合格者等については、翌年度の当該試験を免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。2021年度(令和3年度)採用「教員採用選考テスト」で廃止された「前年度1次合格者特例」を復活させること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (9) ⑧
項目	令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」の「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)では、「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。「大阪市現職講師特例」の合格率が毎年約30%に抑えられている現状を改善し、経験のある現職講師を多く採用できる教員採用制度に改善すること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (9) ⑨
項目	非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。 また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
(回答) 非常勤講師の報酬につきましては、令和 6 年 2 月より、授業 1 時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり、それまでの 2,890 円から 2,920 円に増額改定（令和 5 年 12 月期の期末手当の支給対象職員については、令和 5 年 4 月に遡及して改定）を行ってきたところです。 なお、非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」や、各学校が設定する週当たりの授業時数、1 単位時間などを鑑み、学校毎に上限時間を設定してまいります。 引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (9) ⑩
項目	近年不足している臨時講師を確保するため、10月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市で現職講師として働いている「定数内講師」を次年度の4月の任用を待たず、年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。
(回答) 現職講師については、学校園における産休・育休取得者の代替要員等として、年度末までご勤務をいただいていることから、採用を前倒ししての勤務は難しいと考えますが、引き続き、講師不足解消のために、あらゆる方策を検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	8. (1)
項目	厚生労働省の人口動態統計によると、5類になった2023年5月～24年4月の1年間で、新型コロナウイルスの死者数が計3万2576人に上った。65歳以上が約97%を占めている。大阪市の実態は把握されているのか。死者数と65歳以上の割合を明らかにすること。
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に位置付けられ、大阪市保健所への新型コロナウイルス感染症の届出義務がなくなったことから、その後は本市で死亡者等の数値の把握が直接出来ない仕組みとなっております。 現在は、国において集計されている死亡者数等のデータを、年度ごとに国からデータ提供を受け把握することになっておりますが、「2023年5月～24年4月の1年間」のデータは現在(令和6年12月20日時点)のところ国から提供されていないため、把握が出来ない状況であります。 なお、本市では、ホームページで「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生状況」(https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000598493.html)及び「新型コロナウイルス感染症について」(https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html)等を掲載しており、市民の方などに向けて感染予防などを呼びかけております。 今後も国や大阪府などの関係機関と連携し、感染の拡大防止に取り組んでまいります。	
担当	健康局 保健所 保健医療対策課 電話:06-6647-0685 健康局 保健所 感染症対策課 電話:06-6647-0797

番号	8. (2)		
項目	警察庁のまとめによると、今年 1～3 月に自宅で死亡した一人暮らしの高齢者が 1 万7034人だった。1年間の死亡者数は単純計算で約6万8000人と推計される。65歳以上が全体の8割近くを占める。大阪市の実態は把握されているのか。明らかにすること。		
(回答) 本市では、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するため、3年を1期とする「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者のための施策も含め、高齢者施策を総合的かつ効果的に推進しています。 計画の策定にあたっては、65 歳以上の高齢者を対象に「大阪市高齢者実態調査」を実施し、世帯の状況や日常生活の状況など、高齢者の実態把握に努めておりますが、「孤立死に対する意識」についてもお聞きしております。 一方、平成 27 年4月より、地域における見守りのネットワークを強化するため、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施し、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置しています。 見守り相談室では、要介護度が高い方など支援が必要な方に対し、本人様の同意確認を行ったうえで、自治会・町内会などの地域団体に情報を提供するなど、地域の方々による見守り活動の支援を行っています。また、行政と地域が保有する要援護者の情報を集約し、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある方など、支援を必要とする方に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなど、地域の見守り活動の支援、強化に取り組んでおります。 また、ライフライン事業者等と、地域見守りの取組みにかかる連携協定を締結し、日常業務の中で異変を察知した場合等は、区役所等へ連絡してもらうことで、孤立死の未然防止に取り組んでいます。			
担当	福祉局 高齢者施策部	高齢福祉課	電話：06-6208-8026
	福祉局 生活福祉部	地域福祉課	電話：06-6208-7954

番号	8. (3)
項目	第9期の大阪市の介護保険料基準額は全国一高いが、大阪市として第 10 期に向け、公費を入れて引き下げるようにすること。
(回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 本市の介護保険につきましても、この国の見解に沿った運営を行うとともに、制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引上げなど必要な財政措置を講じるよう、機会あるごとに国に要望しているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ) 電話:06-6208-8028

番号	8. (4)
項目	今年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬を2～3%引き下げた影響で、訪問介護事業所の廃止が広がっている。今年度上半期の大阪市内の廃止件数を明らかにすること。
(回答) 令和6年度上半期の大阪市内の訪問介護事業所の廃止件数につきましては「別紙」のとおりとなっております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定指導グループ) 電話:06-6241-6310

番号	8. (5)
項目	補聴器の購入や <u>帯状疱疹のワクチン接種に公費による補助制度を創設すること。</u>
(回答) (下線部について回答) 帯状疱疹ワクチンにつきましては、予防接種法に基づく定期接種ではなく、被接種者の希望と医師の責任と判断によって行われる任意での接種となっております。 帯状疱疹ワクチンの定期接種化については、現在、国の審議会において検討が行われており、令和6年7月18日の「予防接種基本方針部会」では、帯状疱疹に対する予防接種を広く実施していく意義、接種の目的、対象年齢、用いるワクチンなどについて議論が行われ、今後も議論を重ねていくこととなっているところであり、引き続き国における審議状況を注視してまいります。	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	8. (5)
項目	<u>補聴器の購入</u>や帯状疱疹のワクチン接種に公費による補助制度を創設すること。
(回答) 加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましては、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。 国においては、平成 30 年度から「補聴器を用いた聴覚障がい者の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度を創設すべきものであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:06-6208-9995

番号	8. (6)		
項目	物価高が続く中、夏季の上下水道の基本料金を減免すること。		
(回答) 本市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対して、日常生活や事業活動に広く使用される上下水道の料金負担を軽減する支援策を令和5年度に実施しました。 具体的な支援策の内容は、本市と給水契約のある方を対象に、令和5年 10 月検針分から 12 月検針分までの3か月間における各月の水道料金の基本料金 935 円及び下水道使用料の基本額 605 円を減額しました。 今後も経済状況等を注視しながら、総合的に判断してまいります。 今後とも、都市基盤の機能拡充に努め、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。			
担当	市民局 総務部 総務担当	電話:06-6208-7311	
	水道局 総務部 お客さまサービス課 営業企画担当	電話:06-6616-5473	
	建設局 総務部 経理課 下水道使用料担当	電話:06-6615-7545	

番 号	8.(7)	
項 目	2023 年度の敬老優待乗車券の行政区別取得数と取得率を明らかにすること	
(回答)		
以下のとおり回答します。		
	取得数	取得率(%)
北区	12,885	66.84
都島区	13,587	67.15
福島区	7,380	62.11
此花区	8,798	62.30
中央区	8,644	67.31
西区	8,690	68.56
港区	11,566	67.22
大正区	10,684	67.20
天王寺区	8,154	65.63
浪速区	5,257	53.89
西淀川区	10,721	54.50
淀川区	19,211	59.17
東淀川区	20,251	59.62
東成区	10,225	62.31
生野区	15,663	52.69
旭区	13,878	65.09
城東区	22,054	63.85
鶴見区	12,783	62.66
阿倍野区	15,261	69.26
住之江区	20,252	68.17
住吉区	20,970	62.52
東住吉区	17,619	59.23
平野区	26,388	60.21
西成区	14,186	47.36
(2024 年3月末時点)		
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢者福祉課 いきがグループ 電話:06-6208-8056	

番号	8.(8)(9)
項目	・今年12月2日の健康保険証の新規発行停止について、自民党総裁選挙で時期の見直しに言及する候補者もいて混乱しているようだが、後期高齢者医療保険を含め大阪市の現状と見通しについて明らかにすること。5月～6月に実施した厚生労働省のパブリックコメントでは、マイナ保険証に対して不安視する意見が多数あったり、申請によらず「資格確認書」を発行するとか、被保険者と医療関係者に不安と混乱を招き、自治体職員に過重労働を強いて無駄な費用が発生したりと問題だらけである。 ・大阪市として厚労省に紙の健康保険証を残すよう要請すること。
(回答) マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」といいます。)を基本とする仕組みに移行しました。ただし、経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証については、有効期限までの間、最長1年間使用できることとされており、本市国民健康保険の場合は令和7年10月末日、大阪府後期高齢者医療制度の場合は令和7年7月末日がそれぞれの最長となります。 令和6年12月2日以降、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、引き続き保険診療を受けられるよう「資格確認書」をプッシュ型で交付することとされています。 なお、後期高齢者医療制度においては、令和6年9月の厚生労働省通知に基づき、令和7年7月末までの暫定的な措置として、新規加入者、券面情報に変更が生じた方、保険証を紛失等された方には、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、一律に資格確認書を交付することとされています。 これらの制度変更にあたり、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう国に対して要望しており、本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、丁寧な広報・周知に努めているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課(保険グループ) 電話:06-6208-7964

番号	9.(1)
項目	前回「大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること」「奨学金返済支援を行う企業に対し奨学金返済支援制度の創設を行うこと」との要望に対し、「回答をする部署がない」と市政外扱いになり未回答でした。大阪市が現在行っていない施策も市民からの要望があった場合は誠実に回答をすること。
(回答) 団体からの文書による本市への要望等につきましては、「団体との協議等のもち方に関する指針」に定めるところにより、当該要望等に対しては事務を所管する局等に回答を作成するよう調整し、回答全体の取りまとめを行っています。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	9. (2)
項目	私たちは大阪市内で働く労働者の採用賃金を基本給時給 1,700 円以上(諸手当などを除いて)、非正規労働者も時給 1,700 円以上となるよう引き上げること。また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給 1,700 円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること
(回答)(下線部について回答) 地方公務員の給与については、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされており、本市においては、本市人事委員会からの勧告に基づき、議会での議決を経て職員の給与に関する条例に定めています。 また、大阪市の任期付職員及び臨時的任用職員については、正規職員と同様の給料表を適用し、会計年度任用職員についても、当該給料表を基にして報酬を決定しています。	
担当	総務局 人事部 給与課(給与グループ) 電話:06-6208-7527

番号	9.(2)(3)
項目	・私たちは大阪市内で働く労働者の採用賃金を基本給時給 1,700 円以上（諸手当などを除いて）、非正規労働者も時給 1,700 円以上となるよう引き上げること。また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給 1,700 円以上となるよう大阪市内として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。 ・今年、徳島県知事は徳島県地方最低賃金審議会に最低賃金大幅引き上げの議論を行うよう繰り返し要請を行い 84 円もの引き上げを実現しました。大阪市内も徳島県知事のように審議会に大幅引き上げの議論を行うよう要請を行うこと。
(回答) 最低賃金制度は、国の制度であり、最低賃金制度の趣旨及び内容の周知徹底並びに監督体制の拡充など制度の充実を図るとともに、業務改善助成金やキャリアアップ助成金の支給といった支援など、最低賃金の適正な金額水準に向けた取組が行われています。 本市におきましては、最低賃金制度について、国と連携を図りながら、区役所や区民センター・ホールなどにおいてポスターの掲示やチラシの配架、また、本市の広報紙、ホームページなどを活用した広報等、広く市民への周知に努めています。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	9. (4)
項目	公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,700 円以上、月 28 万円以上となるように「大阪市公契約条例(仮称)」を制定すること。また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。
(回答) 【いわゆる公契約条例の制定について】 労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、最低賃金をはじめとする労働条件の基準については、基本的には国において制定されるべきと考えております。 このため、本市では、府内事業者にかかる労働関係法令について網羅された大阪府作成のパンフレットを、電子調達システムウェブサイトや入札参加資格承認メールへ掲載し、また、落札者へ配付することにより、事業者への周知徹底に努めています。 また、一部の契約で最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用するとともに、業務委託の入札の方法として総合評価一般競争入札制度を一部導入し、評価項目として「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するなど、下請負人へのしわ寄せや労働者の労働条件低下につながりやすいダンピング受注の防止や品質確保にも取り組んでいます。令和2年度公告案件からは、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃金労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しも行っています。 加えて、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、本市が発注する業務委託契約等において、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定めています。 このほか、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴取することとしており、当誓約書に、本市と大阪労働局が締結した協定の内容について、本市が提供する資料を事業所や作業場等に貼付することなどにより、契約業務に従事する労働者に対して確実に周知徹底する誓約事項を追加するなど、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。 今後とも、公契約に関しては、国の動向だけでなく、他の自治体の動きにも注視しながら、適正な契約	

制度の確立に努めてまいります。

【「また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること」について】

労働者への賃金の支払いについては、最低賃金法により「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とされており、本市としても、本市が発注する業務委託契約等において業務に従事する労働者の最低賃金額が確保されることについては、発注者として重要であると認識しています。

このため、上記で回答したとおり、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、本市が発注する業務委託契約等において、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

このほか、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴取することとしており、当誓約書に、本市と大阪労働局が締結した協定の内容について、本市が提供する資料を事業所や作業場等に貼付することなどにより、契約業務に従事する労働者に対して確実に周知徹底する誓約事項を追加するなど、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

しかしながら、労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、発注者が介入することは労働関係法令に馴染まないことから、本市発注の業務委託契約等において、本市が、すべての業者に対し、労働者への賃金の支払い状況を確認することについては、現在、実施する考えはありません。

担当	契約管財局 契約部 制度課(契約制度グループ) 電話:06-6484-7062
----	---

番号	9. (5)①
項目	各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
(回答) 審議会等の委員の選任については、当該審議会等を所管する局等において、審議会等の設置及び運営に関する指針(以下「指針」といいます。)に基づき行っています。 指針の「第5 委員の選任」では、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するなど、審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう十分留意するものとしており、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。	
担当	総務局 行政部 行政課(法務グループ) 電話:06-6208-7443

番号	9. (5)②
項目	1つの審議会で複数の労働組合員を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
(回答) 審議会等の委員の選任については、9. (5)①で回答したとおり、指針において留意事項が定められています。 各審議会等の委員の選任は、当該審議会等を所管する局等において指針に基づき行っていますが、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。	
担当	総務局 行政部 行政課(法務グループ) 電話:06-6208-7443

番号	9. (5)③
項目	公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。

(回答)

「公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。」とのご要望については、「審議会等の委員等の選任において、公募を実施している審議会等を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記〔1〕のとおりとなります。

「また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること」とのご要望については、「審議会等の委員等が労働組合の組合員から選任されている場合の事例を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記〔2〕のとおりとなります。

〔1〕公募を実施している審議会等(令和5年8月1日現在)

審議会等を所管する局又は区	審議会等名称	公募で選ばれている委員等の人数
各区役所	各区区政会議(24 会議)	139 名※1
住吉区役所	住吉区地域福祉専門会議	2名
住吉区役所	住吉区防災専門会議	1名
市民局	大阪市消費者保護審議会	2名
市民局	大阪市人権施策推進審議会	2名
市民局	大阪市男女共同参画審議会	2名
市民局	大阪市市民活動推進審議会	2名
市民局	大阪市市民活動推進事業運営会議	1名
計画調整局	大阪市空家等対策協議会	2名
福祉局	大阪市地域包括支援センター運営協議会	2名
健康局	すこやか大阪 21(第 2 次後期)推進会議	1名
健康局	第3次大阪市食育推進連絡調整会議	1名
環境局	大阪市環境審議会	2名
環境局	大阪市路上喫煙対策委員会	1名
教育委員会事務局	天王寺区教育会議	8名

教育委員会事務局	東淀川区教育会議	4名
教育委員会事務局	平野区教育会議	1名

※1 各区区政会議分の合計

[2]労働組合の組合員から委員等を選任している事例(令和5年8月1日現在)

審議会等を所管する局又は区	審議会等名称	労働組合等名称
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎地域合同労働組合
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	全日本港湾労働組合西成分会
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎日雇労働組合
経済戦略局	大阪市中心小企業対策審議会	JAM大阪
市民局	大阪市消費者保護審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
市民局	大阪市男女共同参画審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
福祉局	大阪市福祉有償運送運営協議会	日本労働組合総連合会交通労連関西 地方総支部
環境局	大阪市環境審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会
大阪港湾局	大阪市港湾審議会	大阪港湾労働組合協議会
大阪港湾局	大阪市港湾審議会	全日本海員組合大阪支部
教育委員会事務局	大阪市社会教育委員会議	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会

担当	総務局 行政部 行政課(法務グループ) 電話:06-6208-7443
----	-------------------------------------

番号	9. (6)
項目	現在、大阪府が奨学金返済支援を行う企業へ奨学金返還支援制度を行っていますが、支援額も受付件数も少なく不十分な事業となっています。社会に出て働く若者の生活を支え、中小企業への支援ともなる奨学金返済支援制度の創設を大阪市も行うこと。
(回答) 大阪市の中小企業支援においては、中小企業が持続的に収益を生み出すことができるよう取り組むことが重要であると認識しております。 そのため、中小企業支援拠点である大阪産業創造館において、人材確保など様々な経営課題に対するコンサルティングやセミナーなどにより、中小企業の経営基盤をしっかりと支える取り組みを行っており、今後もニーズを把握しつつ中小企業の課題に的確に答えていけるよう取り組みを一層柔軟に進めることで、中小企業に寄り添った支援を継続してまいります。 (令和6年 12 月2日現在)	
担当	経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当) 電話:06-6264-9834

番号	9. (7)①②③
項目	・若者たちの個人情報を自衛隊に提供しないでください。 ・「除外申出」については、より広く市民に周知してください。 ・どのように自衛隊に情報提供を行っているのか詳細を明らかにすること。
(回答) 防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第1項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。 このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)第 69 条第1項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。 具体的な提供方法については、自衛官又は自衛官候補生の募集の場合は、自衛隊大阪地方協力本部長から提供依頼を受け、21 才、18 才の方の住所、氏名、生年月日、性別を抽出し、DVD によりデータを提供しています。 本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。 自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等につきましては、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ 電話:06-4305-7485

番号	9. (8)
項目	大阪府には商工労働部がありますが、大阪市には労働対策を担い所管する部局（課）がありません。さいたま市労働政策課、横浜市雇用労働課、北九州市雇用政策課などのように、労働者が安心して働ける環境や労働福祉の向上などの充実をさせるため、大阪市にも労働対策課（仮称）を設置すること。 昨年のお阪市の回答では、「労働相談は大阪府が行っています」と私たちの要望の趣旨から外れた回答でした。私たちは、労働相談は、大阪府ではなく労働基準監督署や労働局が所管していると理解しています。 私たちが要望している趣旨は、大阪市にも労働対策を担い所管する部局（課）を新しく設置していただきたいということです。労働対策には様々なものがありますが、国際都市である大阪市として、近年急激に増えてきた東南アジアから日本に來ている<u>若者たちへの職業紹介が必要となっていることから</u>、彼らに対し、職業紹介や技能講習の実施を実現すべきだと考えます。
	（回答）（下線部について回答） 本市における雇用・勤労施策の推進については、市内4か所に設置しております「しごと情報ひろば」において就職に向けた支援が必要な方を対象とした無料の職業相談や職業紹介、「地域就労支援センター」での就労相談における様々な阻害要因を抱える求職者一人一人に応じた支援のほか、若者や女性、高齢者の方などの就労を支援する各種事業も実施しており、国や大阪府などの関係機関とも連携して、総合的な雇用施策を推進しています。
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375

番号	9. (9)①③
項目	・住民説明会を早急に開催し、市民へ知らせること。 ・工事の完了時期は、万博・カジノの工事終了後と遅らせるのではなく、工事計画を進めてください。なにか進展しているのであれば明らかにすること。
(回答) 住吉市民病院跡地に整備する新施設の概要及び工事説明会については、令和5年 12 月 21 日にすみのえ舞昆ホールにて開催したところです。 また、建設工事につきましては、予定どおり令和6年1月初旬より着手し、令和8年 12 月末の完成に向けて進めているところです。	
担当	福祉局 弘済院 管理課(経営企画グループ) 電話:06-6208-7930 健康局 総務部 総務課(病院機構支援グループ) 電話:06-6208-9897

番号	9. (9) ②
項目	住吉市民病院は小児周産期病院として充実した地域になくてはならない病院でした。新病院でも小児周産期医療の充実を図り、ベッドの設置、入院できる環境にすること。
(回答) 小児科医、産科医については、慢性的な医師不足が課題となっており、住之江診療所の機能を強化することは、現時点においては極めて困難な状況となっております。なお、住吉市民病院跡地に建設する新病院では、小児科・産婦人科ともに、現在の住之江診療所の機能を外来診療で継承することとしております。 病床については、大阪公立大学医学部附属病院において、産科 10 床の拡充と新生児室の増設、小児科病棟の改修など、新病院の開設を待つことなく整備しており、住吉市民病院における小児・周産期の医療機能等を継承した大阪府市共同住吉母子医療センターとともに、大阪市南部基本保健医療圏における小児・周産期医療の充実に努めているところです。	
担当	健康局 総務部 総務課 病院機構支援グループ 電話：06-6208-9897

番号	9. (10)
項目	この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。現在、大阪市は物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？ また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。
(回答) 本市では、物価高騰による市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るため、令和5年12月11日から令和6年5月31日まで大阪市内の対象店舗のみで利用可能なプレミアム付商品券を発行する「大阪市プレミアム付商品券2023事業」を実施いたしました。 今後も、経済・社会情勢を注視しながら、国や大阪府の支援策も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。 (令和6年12月2日現在)	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課(地域経済戦略担当) 電話:06-6615-3774

番号	9.(11)①②③
項目	・夢洲でのメタンガス爆発防止対策と災害時の避難計画をより具体的に明らかにすること。 ・大阪市として万博協会に対し安全対策をしっかり行うよう求めること。 ・夢洲での万博開催はただちに中止にすること。
(回答) 博覧会協会は、万博会場のメタンガス対策については、メタンガス等の検出箇所、濃度、由来などを検証し、有識者に意見を伺ったうえで、メタンガス等に関する会期中の安全対策を取りまとめたところです。 1. グリーンワールド工区の新たなハード対策 ○東トイレ、西トイレにおいて以下の対策を実施 ・便器や配管周囲にシール等を設置し、隙間を埋め、地下ピットからのガス侵入を防ぐ ・地下ピット、天井内に侵入したガスについて、機械換気設備を設置し、強制換気 ・地下ピット、室内、天井内にガスの滞留状況を監視するためのガス検知器を設置 ※その他の建物についても、上記を基本に、今後の濃度測定結果に応じて、換気設備能力や検知器の設置場所・数量等の対策内容を決定 ○屋外の地下埋設構造物での対策 ・雨水排水、電気設備等マンホール等の蓋の有孔化等を行い、滞留するガスを排出 ※パビリオンワールド工区は、低濃度ガスが検知された地下鉄工事上部エリア、グリーンワールド工区近接エリアで、ガス濃度測定を重点的に実施し、その結果を踏まえて同様の対策を実施 2. グリーンワールド工区、パビリオンワールド工区のソフト対策 ・博覧会協会がガス濃度測定を継続的に実施し、ガスが検知された箇所で換気を実施 ・博覧会協会 HP にて、測定値を毎日お知らせすることを検討。来場者等がわかりやすい公表内容もあわせて検討(工事期間中も、測定結果を定期的に公表) 取りまとめた会期中の安全対策については、引き続き、継続的なメタンガス等の測定調査を行うとともに、有識者からご意見をいただき、必要に応じて見直しを行っていくこととしています。 また、博覧会協会は、2024 年9月に万博会期中に発生する災害から来場者等の安全を確保するた	

め、災害想定ごとの対策等を記載した「防災実施計画」を策定し、避難や備蓄、一時滞在施設の確保をはじめとする取組について取りまとめたところであり、詳細については、博覧会協会がマニュアル等を整備することとしています。

本市としても、引き続き、博覧会協会をはじめ関係機関と連携して、来場者の安全対策に努めてまいります。

なお、大阪・関西万博には、約 160 か国もの国が一堂に会し、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマに沿って世界共通の課題に対して各国の価値観による最先端技術等が実証・実装され、それが新たなイノベーションとなり、次の未来社会につながるという大きな開催意義がございます。

本市としても、国や博覧会協会等と連携しながら、2025 年4月に万全の状態で開幕できるよう着実に準備を進めてまいります。

担当	万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話:06-6690-7751 万博推進局 企画部 企画課 電話:06-6690-7556
----	--

番号	9. (12)
項目	不登校児など子どもの居場所として学校図書館の果たす役割は大きいものがあるが、専任の職員がいないと常時開館することができない。改正された学校図書館法の主旨にのっとり、各校の図書館に専門・専任・正規の学校司書を配置すること。また現在の配置状況について明らかにすること。
(回答) 大阪市では、「学校図書館活用推進事業」として、全小中学校（下記の週2日配置校及び週4日配置校を除く）に、学校司書（会計年度任用職員）を週1日6時間配置しています。25学級以上の大規模校11校には、週2日配置しています。一人の学校司書は2～3校を兼務します。また、24校（各区に1校）には、専任の学校司書を週4日30時間配置しています。 今後とも事業効果について都度分析検証し、有効な配置について検討を進めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 中央図書館地域サービス担当 電話：06-6539-3307

番号	9. (13)
項目	大阪市立小学校の体育館にエアコン（空調設備）を早急に設置すること。実施計画の詳細、進捗状況を教えてください。
(回答) 小学校の体育館のエアコンについては、令和6年6月に「小学校体育館空調設備整備PFI（※）事業支援業務委託」を契約しており、大阪市立の全小学校体育館へのエアコン設置に向けた事業を行うにあたって必要となる事業費、整備期間等を決めていく業務を進めています。 （※）PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。 民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063